

むつ市議会第205回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成22年9月10日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 上路 徳 昭 議員

（2）12番 岡崎 健 吾 議員

（3）8番 新谷 功 議員

（4）24番 村川 壽 司 議員

（5）4番 工藤 孝 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	義秋
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

欠席議員（1人）

21番	高田	正俊
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員育会長	山本	文三	教育長	遠島	進
公営企業者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理委員会	佐々木	鉄郎	農委云職務代	福永	忠雄
総務政策部長	阿部	昇	総政理防調整	岩崎	金蔵
会管総政理出納室	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉部長	鴨澤	信幸

經濟部長 選舉管理委員會局長 農委事務局長 公企業局局長 大畑所長 總政推進 財政推進 民政推進 保福政推進 建政推進 教委事政推進 教委事副學課 公企副實施 總政企課 民國年總	櫛成吉佐若伊奧奧松清安加嘉高田	引田田藤松藤尾藤藤賀橋中	恒晴純道清慎秀巡哲次幸橋宏	久光薰一通通郎一雄男雄聖司	建設部長 監査委員局長 教育部長 川内所長 野舎所長 總政副總務課 財政副課 民副國課 保福副介課 建副土木 教委事副總 公企政推水專 總政總務課 總政防課 民市又課	山石佐布片花石工岩齊高成野工猪	本田藤施山山野藤崎藤坂田藤藤口	伸武節恒俊了保男司二等範初和	一男雄夫元春了保男司二等範初和
---	-----------------	--------------	---------------	---------------	---	-----------------	-----------------	----------------	-----------------

保福児童課
保福生活課
建設主任
総政総主

社家
社主
設木主
策務主

健部庭長
健部活課幹
部課幹
務部課査

田村好子
畑中秀樹
二本柳茂
澁田剛

保福生活課
保福健康課
教委事生課

社福
社推
員務学

健部社長
健部進長
育会局習長

工藤利樹
竹山清信
上林京一

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

須藤徹哉
濱田賢一
石田隆司

次長
総括主幹
主事

澤谷松夫
金澤寿々子
井戸向秀明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより上路徳昭議員、岡崎健吾議員、新谷功議員、村川壽司議員、工藤孝夫議員、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、横垣成年議員、新谷泰造議員、石田勝弘議員、目時睦男議員、浅利竹二郎議員、野呂泰喜議員の順となっております。

本日は、上路徳昭議員、岡崎健吾議員、新谷功議員、村川壽司議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

◎上路徳昭議員

○議長（村中徹也） まず、上路徳昭議員の登壇を求めます。2番上路徳昭議員。

（2番 上路徳昭議員登壇）

○2番（上路徳昭） 今回初めて一般質問をいたします上路徳昭と申します。市民の目線を忘れずに、市政へ今何が一番求められているかを市民の皆様から吸収し、質問していきたいと思っておりますので、約1時間、よろしくお願いいたします。

さて、早速質問事項1のオフサイトセンター建設についてお伺いいたしたいと思います。今回の補正予算でも上がっておりましたオフサイトセンターにつきまして、私としては最初は反対の立場でございました。言葉が悪い表現で申しわけありませんが、またむつ市は無駄な建物をこのむつ市に建てるのかという思いでお話を聞いておりました。しかしながら、他の地域のオフサイトセンター、その他のオフサイトセンターにかかわるいろいろなことを自分で調べてみた結果、今回予算がついたということで、補正予算に賛成いたしました。そういう立場において、市長から改めて、なぜ今オフサイトセンターが必要なのかということのほかに、完成後の管理、維持、雇用について、地元採用を考えているのか、市役所内のスペースを活用できないのかといったことを市民の皆様にご説明願いたいと思います。

続きまして、質問事項2の除雪費についてお伺いしたいと思います。昨年の大雪は、市政に対し大打撃をもたらした大雪でしたが、自然は人間では操れないので、こればかりは天に祈ることしかできませんが、昨年の大雪を手本として、また大雪がいつ降るかは、ことしも来年もわかりません。ただ、かさんでしまう除雪費を大雪だからといって当たり前のように税金を使うのではなく、除雪費の膨らみを抑えるために市のほうとしては工夫をしているのかをお伺いいたします。

続きまして、質問事項3の下北半島縦貫道路についてお伺いいたしたいと思います。市民の方から要望が多々あります青森市へのアクセスを少しでも早くというお話をたくさん聞きます。私も

同じように、もっともっと青森市へ早く行ければいいのになという思いで今まで生きてまいりました。この下北半島縦貫道路、むつ市街地までのめどはどういった形で進んでいるのか回答を願います。

続きまして、質問事項4、介護施設について。今回の補欠選挙中にたくさんの要望が多かったのは、おじいさん、おばあさんから、新しい介護施設をつくってほしい、あるいは入居待ちをしているといったすごく切実な思いがたくさんありました。私なりにこちらの問題を考えたところ、まずは市で施設を建てて、数年後に民間企業に業務を委託するといったシステムは可能なのかどうか。雇用を生むのにもつながりますし、オフサイトセンターを建てるより、市民の皆様が今一番市税を払ってよかったと思えるような、純粹にそう思えるような建物をつくるのであれば、まず先に市営という形で介護施設をつくることのできないのかということをお聞きいたします。

続きまして、質問事項5、介護現場職員への支援についてお伺いいたします。先ほどの市営の介護施設をつくれないう質問に伴い、今現在介護現場職員の給料は仕事の割に合わないという声が、すごく多く聞かれています。そこで、子ども手当のようなシステムで、例えば市役所に窓口を設置し、介護福祉士2級、ホームヘルパー3級など、資格を持った方に一律2万円でも3万円でも給付するといったシステムを構築できないのかどうか。なお、そういうことをしたことにより、介護現場のレベルアップにもつながり、現場の職場環境をもっともっとよりよくなり、さらに、そういった介護現場職員に今一番給料を多く渡せば、少しはむつ市の経済効果にもつながると思って質問いたしました。

最後に、オフサイトセンター建設についての質問の要旨(2)、(3)、(4)の完成後の管理、

維持、雇用について地元採用を考えているか、市役所内のスペースは活用できないかについては、補正予算のときにお話が出ましたので、答弁を省略しても構いません。

最後に、答弁はラジオを通して聞いていらっしゃるむつ市民にも簡潔で納得ができるような答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 上路徳昭議員には、27歳、そして初当選、初議会、初登壇、堂々としたご質問、敬服をいたしているところであります。中学生時代に感性の鋭さと、そして回転の速い思考力の持ち主の上路君を知る者の一人として、今上路議員となり、議場で議論をすることに感慨深いものを感じている次第であります。互いにむつ市政発展のために力を尽くしましょうと誓い合いたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、上路徳昭議員のご質問にお答えいたします。

オフサイトセンター建設についてのご質問の、なぜ今オフサイトセンターが必要なのかについてであります。オフサイトセンターは、平成11年9月に茨城県東海村で発生したジェー・シー・オーウラン加工施設の臨界事故を契機として制定された原子力災害対策特別措置法に規定されている緊急事態応急対策の拠点施設であり、原子力事業所ごとに当該原子力事業所の区域を含む都道府県の区域内にあること及び省令で定める要件に該当するものを主務大臣が指定することになっております。現在市に建設を予定しておりますオフサイトセンターについては、市に建設される使用済燃料中間貯蔵施設に係る施設でありまして、この使用済燃料中間貯蔵施設も原子力施設であり、操業開

始が平成24年7月に予定されていることから、これに合わせて建設するものであります。

また、オフサイトセンターの建設に合わせ、原子力災害のみならず自然災害にも対応するため、市の専用災害対策本部室、防災備蓄倉庫、防災担当課事務室等の市の防災拠点施設をオフサイトセンターに併設する形で整備したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、除雪費についてお答えいたします。除雪費の膨らみを抑える工夫はしているかとのご質問であります。平成21年度のむつ地区累積降雪量は5メートル35センチメートルで、合併以来初めて5メートルを超える大雪となり、除雪費は約5億9,500万円の支出となっております。除雪作業は、通勤通学路などの生活路線を確保するために、早朝から深夜まで行われ、騒音や振動などで市民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。大きな事故もなく無事終わりましたことは、皆様のご協力のたまものと心から感謝申し上げます。

議員ご指摘の除雪費の膨らみを抑える工夫についてであります。国道、県道の除雪につきましては、県が業者へ全面委託しており、5センチから10センチを除雪の基準としておりますが、市の除雪では除雪路線が多く、地域によって降雪状況も違いますことから、職員が午前1時に出勤の判断をし、ポイントを絞って除雪しております。除雪の基準も5センチから15センチとしており、各地域の積雪情報を収集し、積雪状況を総合的に勘案した出勤を行うことにより、除雪経費の節減に努めているところであります。

また、除雪に対する市民の協力につきましては、以前よりご協力をいただいております。平成17年度からは、スクラム除雪事業を行うことで対応しております。

このスクラム除雪事業とは、地元の町内会やP

T Aのボランティアが行う公共施設周辺の除雪、例えば学校への通学路等の除雪をボランティアが行うもので、市が青森県から除雪機械を借り受け、地元へ貸し付ける事業であります。

平成21年度は12台の小型除雪機を貸し付けており、市独自でも5台の小型除雪機を準備し、必要に応じて貸し付けを行っており、ボランティア活動への対応を図っております。

除雪費の節減は、市の財政再建の重要なポイントとなっておりますことから、今後とも市民の皆様のご理解をいただき、除雪へのご協力をいただくとともに、適切な除雪への取り組みを図りながら、経費節減に努力してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下北半島縦貫道路についてのご質問にお答えいたします。むつ市街地までの完成のめどはどうかということであります。下北半島縦貫道路は、平成6年12月に計画路線に指定されましたむつ市から七戸町の概略延長約60キロメートルを区間とする地域高規格道路であり、青森県が実施主体となり、予算を確保のうえ事業が進められているものであります。

当路線は、その整備により道路の幅が広くなり、カーブやアップダウンが緩やかで、踏切や交差点がなくなることから、高速性のほか、定時性、安全性の確保が図られ、青森市、上北地域及び三八地域へのアクセスが向上することとなります。これにより地域間の交流促進、救急救命医療ネットワークの向上、産業、観光分野の活性化、さらには本市の使用済燃料中間貯蔵施設、大間町及び東通村の原子力発電所、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設及びむつ小川原開発地域の国家石油備蓄基地など、下北半島地域に集積されております国家エネルギープロジェクト関連施設の支援において大きな役割を担うものであり、当地域にとりまして、極めて重要な路線であります。

このようなことから、当路線の整備促進につきましては、最重要課題と位置づけ、市議会との連携による要望を初め、むつ下北地域5市町村で構成する下北総合開発期成同盟会などにおいて、国や県等へ積極的に要望活動を展開してきたところであります。

また、昨年11月28日には本市において青森県が主催し、本市と市内の女性の有志で構成されます下北未来塾との共催によるシンポジウム「下北からのメッセージ2009」が第4回のシンポジウムとして開催されましたが、市内外から約400人の方が参加され、下北半島縦貫道路整備の進捗状況とあわせ、その重要性、必要性についてさらなる理解促進が図られたところであります。

当路線は、これまでに野辺地バイパス及び有戸バイパス合わせて13.2キロメートルが供用開始されるとともに、現在むつ南バイパス、有戸北バイパス及び吹越バイパスの3工区21.3キロメートルにおいて整備が進められております。

事業概要につきましては、実施主体であります青森県からの情報によりますと、むつ市田名部から奥内間のむつ南バイパス9.2キロメートルにつきましては、平成15年度に事業着手し、昨年度までに、仮称ではありますが、新田名部川橋下部工を完了し、今年度は引き続き用地取得と地盤改良工事を実施する予定であるとのことであります。

横浜町吹越から六ヶ所村尾駸間の吹越バイパス5.8キロメートルにつきましては、今年度用地取得に着手するとのことであります。六ヶ所村尾駸から野辺地町向田間の有戸北バイパス6.3キロメートルにつきましては、改良工事の促進及び県道つけかえ工事の完了を図り、平成20年代中ごろの完成を目指しているとのことであります。

なお、事業未着手区間約二十数キロメートルにつきましては、事業を実施している区間の進捗状況を踏まえ、順次事業着手を検討するとし、むつ

市街地までの完成のめどにつきましては、現段階では示すことはかなわない状況にあると伺っております。

ご承知のとおり国の平成22年度予算において、コンクリートから人への理念のもと、公共事業が大幅に削減されたことから、道路行政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。しかしながら、真に必要な事業はなくしてはならないものであり、本市初め当地域に大きな効果をもたらす下北半島縦貫道路の整備促進につきましては、引き続き市議会のお力添えを得ながら、官民連携のもと、しっかりと要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、介護施設についての市営という形でつくりえないかのご質問にお答えいたします。まず、制度的に申し上げますと、介護保険施設を市営で整備することは可能ではありません。しかしながら、市が介入すべき事業であるのか、既存事業者への影響や介護保険事業計画との整合性はとれているのか等の検討を行い、結論を出すことが必要となりますので、特別養護老人ホーム等への入所待機者の対策方も含めてお答えいたしたいと存じます。

順序は逆になりますが、初めに入所待機者に関する部分からお答えいたします。特別養護老人ホームの待機者については、平成21年6月に入所申込者という形で調査をいたしておりますが、居宅における入所申込者としては235名、そのうち真に入所が必要と思われる方は45名という結果となっております。これに対して平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画に予定されていた施設整備のうち、特養と短期入所合わせて40床については、平成22年7月1日付で事業を開始しておりますが、これとは別に新たに平成22年度中に特養の増床が27床、平成23年度末までに29床の小規模特養1施設、さらには既存の特養で

は20床の増床、短期入所が30床増床される予定であります。

この介護保険事業計画に盛りされていない基盤整備につきましては、国全体の入所に係る基盤整備が進まないこと等を理由に、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の前倒しで施設整備を行うことを国が認めたことから、その建設補助を含めた昨年度の通達内容を受け、むつ市においても特別養護老人ホームの待機者対策を主眼として前倒しで基盤整備を進めることとしたところであります。したがって、結果的には当面の入所が必要と考えられる被保険者の方々については、いましばらくの期間がかかりますものの、一定の対応がなされているものと考えております。

次に、市営の形での介護保険施設整備についてであります。基本的にはこのような施設基盤整備や事業の開設は民間で実施できることについては民間の活力を期待しながら基盤整備をしていただくという大前提がございます。したがって、市が主体となつての基盤整備ということでは、例えば採算がとれない、あるいは採算がとれにくいがぜひとも必要な施設整備等があった場合に、市としてイニシアチブをとって実現を図るという場面もあります。

これまでの市の実績といたしましては、既に公設民営の形で30床の小規模特養と29床の老人保健施設の整備を行っているところであります。そのほか検討すべき事項として、介護保険事業計画と介護保険料の関連がございます。既に第4期介護保険事業計画として平成21年度から平成23年度までの介護サービス料、施設整備等を総合的に勘案し、介護保険料を決定しているところであります。この期間中の新たな施設建設は直接介護保険料に影響を及ぼすこともあって、建設を抑制している現状にあります。

また、既存の入所施設が安定的な経営を行えるように配慮する必要がございます。新たな基盤整備によって、既存の施設経営が圧迫され、その結果廃止ということにならないように、あるいは将来的に施設入所者の空きが目立つことのないように徐々に必要な部分の増床を図るという方策をとっているものであります。

一方、既存の特養等では運営の安定化のために、スケールメリットを生かす定員増や入所以外のサービスを併設、あるいは採算をとることが困難な小規模の入所施設を既存の施設の近くに計画するなど、さまざまな努力を行っているところであり、市といたしましても、介護保険事業計画と照らし合わせながら、一定の協力をいたしたい所存であります。いずれにいたしましても、制度等に絡み、さまざまな制約がある中で、市の財政状況等を見据えながら、どれほどの財源を準備できるかを考慮しなければなりませんし、市全体の施策の優先順位はもとより、現状での施設整備の状況等を勘案いたしますと、現時点では市が基盤整備を行うという状況は考えにくいものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第5点目、介護現場職員への支援についての子ども手当のような支援の給付は可能かのご質問にお答えいたします。介護職員の処遇改善については、平成21年4月からの介護報酬3%増の改定により、各施設の経営者が職員への給与等処遇改善に向けて報酬改定分を充ててくれることを期待したところであります。実際には改定分の増収については施設への介護報酬としての収入となることから、その使い道は施設の経営状態によっては介護職員給与等の処遇改善に充てられたとは言い切れず、期待したような効果は得られなかったようであります。

議員ご質問の趣旨は、報酬改定によっても介護職員への賃金初め処遇改善には生かされていない

のではないかと疑問から、直接介護職員へ手当のような形で支援ができないのかというお尋ねかと存じます。国では、介護報酬改定の結果が思わしくなかったことを受け、改めて介護報酬改定とは別枠で介護職員の処遇、賃金の改善に向けて介護職員処遇改善交付金事業を実施しているところでもあります。

具体的には、施設側が処遇改善事業について職員に周知することを初め、職員の賃金体系や昇級昇格要件等の処遇全般や教育研修、職場環境、その他の改善等に関して処遇改善計画書を作成し、青森県に提出することと、これに係る職員1人当たりの賃金改善額、職員に支払った賃金総額等の実績報告書を提出することにより、毎月国保連から施設に交付金が支払われる形をとるものであり、青森県のホームページによれば、平成21年度にこの交付金を充てるための措置として42億700万円の基金を創設しております。

職員の賃金や処遇問題は、基本的には事業主と従業者の間で解決すべき問題であると考えますが、介護保険の場合、制度として国が法により定め、また収入に係るサービス単価を決定いたしますので、収入がそれにより規制される面もあることから、雇用者、被雇用者の関係を除いては国において一元的に対応する形が望ましいものであり、既に議員ご質問の趣旨にかなうような方策がとられているものと認識しております。

市が別途介護職員手当等を設けて支援を行うようになりますと、制度として重複すること、他の業種の方への不公平感や新たな支援問題も生じますし、それに対応できるような財源を確保することは非常に困難でありますことから、市が独自に介護職員手当を支給するという手法をとることは困難であると考えられるものでありますが、多くの介護施設が介護職員処遇改善交付金事業を利用されるよう市として勸奨活動を行うことは可能であり、

各施設に周知をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（上路徳昭） ありがとうございます。まず最初に、オフサイトセンター建設について再質問いたしたいと思います。

オフサイトセンター建設について、今の答弁、非常にわかりやすかったのですが、まだ一般の市民の方は納得できていない方もたくさんいらっしゃると思います。具体的に、いわゆる普通の、自分とかのような人間が生きていくうえで、生命保険を掛けて生きていくというぐあいで、今そのオフサイトセンターというのを建てて、今後もしそういう災害が起きた、あるいは原発関係、あるいは自然災害になったときにどういった経緯で、流れでこういうオフサイトセンターが市民の皆さんにこういうふうにお役に立つのだよというところをもうちょっと具体的に教えてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） このオフサイトセンター、原子力災害が対象というふうなことで、これ法で定められた施設であります。この部分においては、中間貯蔵施設、原子力災害は、もう想定はなかなかできるものではありません。しかしながら、万が一、本当に万々が一というふうな形の中で発生した場合は、これは国が原子力災害対策本部、本部長はたしか総理大臣だったと思います。そして関連の大臣、それから科学者等が、そのオフサイトセンター、むつ市の場合でなくてでも考えていただきたいと思うのですけれども、オフサイトセンターにただちに対応方、本部長としてそのオフサイトセンターに入り、そして科学者の意見を伺い、そして現地対策本部というふうな形で移っていくと。そしてまた、今度は報道関係の方々も非常に多く来ます。そういうふうな形での対応を

するための施設と、こういうふうを考えていただければなど、このように思います。

ただ、当市の場合は原子力発電所ではありませんので、小規模、かなりコンパクトな形で建設をされるわけであります。そして、そこには原子力安全・保安院の保安員が駐在するというふうな形で常にこの原子力施設の監視体制をとっていくという施設になるわけであります。その施設のオフサイトセンターの中に、むつ市の防災政策課、防災対策に関する担当課もそちらのほうに移動いたしまして、さらにこれまでチリ地震津波の際に毛布が非常に少なかったとか、それから大きな災害が起きたときに、その食料はどうするのか、そういうふうなものが検証されました。それらについての対応をしっかりとらなければいけないだろうということで防災倉庫、備蓄倉庫、そういうふうなものも兼ね備えて、そこに備蓄をし、万が一のために備えていくと。つまり今上路議員お話しのように、保険の話をいたしましたけれども、安心感をしっかりと体制をとっていくと、備えていくという、常に備えるというふうな気持ちでこのオフサイトセンター及び防災機能の移動という形でそちらのほうの建設をしていきたいというふうなことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（上路徳昭） 私もそういうオフサイトセンターについて調べてみたのですが、ほかの地域でも使われたことがまだないので、それは使われないうのが一番いいことなのですけれども、わざわざ今このむつ市の財政状況の中つくるということは、一応この前の補正予算の審議でもむつ市が2割負担でつくることになったことで、国から予算が出たということで、それに伴ってつくることだったのですが、それでもそこにはすごく莫大なお金がかかるわけであって、やはりこのむつ市に今建物を建てるとなれば、非常にナイーブな問題

というか、いろんな今までの過去の経緯もあり、むつ市に建物を建てるとなれば、そういう抵抗感というものが非常に多いので、先ほど言われました毛布とか、今まで備わっていなかった、むつ市になかった防災の拠点施設になるというのであれば、もうちょっと具体的に、この前の大雨で風間浦村の道も遮断されたりとかあったのですが、そういうふうな事例をむつ市民の方に、例えば地震が起きたときはオフサイトセンターを拠点にしてこういうふうにしますとか。前回、もしむつ市役所内にその設備があるのだったら、それが一番手っ取り早いではないかという案もありました。私もそれを聞いているときはすごく、うん、この市役所の中でやっているほうが一番市長も市長室からすぐこの市役所内に出かけていくようなものなので、走って行って、ああだこうだと指示すればいいので、でもわざわざ別の施設を建ててまでやるということは、とにかく今までになかったものをその施設の中に入れて、市民の方が安全で万が一何かがあったときに、その施設があったからよかったというくらい何か設備とかは入る予定なのではないでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この施設は、オフサイトセンターの機能も、そしてまた市の防災対策のこの部分でも、はっきり申し上げて、施設としては使われてほしくない施設であろうかと思うのです。これが常に稼働しているというふうになると、災害なんかが常に発生しているというふうな部分でありますけれども、常に備えよというふうな形の中では、この施設は必要であると。

その中にどういうふうなものが入るのかというご質問かと思えますけれども、先般のチリ地震津波の際も、今上路議員お話しのように、市役所の中に市長室からその形の防災担当のところというふうな形で移動することも、それはなるほど速さ

は速いかと思います。しかしながら、一般の職務をやっているその中で、あれはたしか土曜日から日曜日だったと思うのですけれども、非常にマスコミの対応、そしてまたハード部分での連絡関係、そういうふうなものが非常に混乱を来したところがあったわけです。やはりその部分ではしっかりとした体制、つまり市全体をしっかりと把握できるような情報インフラ、こういうふうなものも専門にそこで確保しておかなければ、将来にわたっての心配があらうというふうな判断をいたしましたところであります。

その部分では、市民の皆様方には、例えば災害が起きたときには、当然市役所に連絡をいただければ、市役所は、またこういうふうな広い場所でするので、さまざまな形の中で避難場所等々も考えられます。この建物はI s値で約1.22というふうな評価もいただいて、耐震性も十分確保しております。そういうふうな形での対応も市役所本庁舎はできます。そういうふうな形の中で、別途に対策本部というふうなもの、一般災害についての、そういうふうなものもしっかりととらなければいけない。そこには、ハード面で情報機器、それから連絡網、それから備蓄倉庫、そういうふうなものも、ただちにそこから1点に集中してただちに指示が出せ、そして支援ができる体制、そこにさまざまな報道関係の出入り、そういうふうな方々も、そちらのほうで対応できるような体制をとっていくと。そういうふうな思いでこの計画を進めているところであります。

また、オフサイトセンターにおいては、国の原子力安全・保安院のほうからこのようなお話をいただきました。これから中間貯蔵施設完成、そしてキャスクが運ばれてくる前に、市長を先頭にして防災訓練をしっかりとさせていただきたいと、そういうふうなお話をいただきました。つまりそこには財源としては、今上路議員お話しのとおり、

交付金、正式名は原子力発電施設等緊急時安全対策交付金という、そういうふうな制度を利用してオフサイトセンターを建設、そしてその面積割合によって市の持ち出しの部分、約2割から3割というふうなことで今考えている計画でございます。補正予算のほうで可決をいただきましたので、この部分について設計等を進めていきたいということでございます。機能をもっともっと高めていきたいと。それはつまり住民の方々の安心につながってくるものだというご理解をいただけるものと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（上路徳昭） ありがとうございます。ちょっと省略してしまったのですけれども、一応場所についてはこの市役所の向かいということでこの前説明がありまして、今現時点で警察署が建つ場所の隣に建つということですね。これからは市役所、ここも防災拠点の一つとして考えているのもあり、警察署も連動して、プラスオフサイトセンターという防災施設、もう一つの防災施設が3個で1つになってこの目の前で、市役所の周辺でそれがすべて物事が片づくという。この前ほかの議員も言われていましたが、市役所で防災施設が成り立つといった話が、さらにオフサイトセンターという防災施設が必要だというのは、確かに聞いていて自分も矛盾というか、確かにそれも1つあるなとすごく感じたのはあるのです。市役所の中でそれができるのであればと。今空きスペースもあるという。

ただ、自分もオフサイトセンターについて調べてみた結果、すごくテレビがいっぱいあって、各地域にウェブカメラでもないのですけれども、つけてあって、常にやりとりができてという、あとテレビ会議室とか、そういうふうな施設の中のいろんなパソコンとかのそういう設備を見れば、確かにこの市役所の中ではちょっと厳しいのかなとい

うところはすごく感じた部分ではありますので、つくるにしても、絶対市民にあそこは無駄につくってと思われないような今後の市政だよりだったり、エフエムアジュールさんだったり、本当にこの防災に関してはここの建物は絶対必要なのだという、この設備が必要なのだという説明をもっともっと繰り返ししていただければと思います。時間がないので、次の質問の事柄に移りたいと思います。

質問事項2の除雪費の膨らみについて、そういったスクラム除雪、ポイント除雪というのはわかったのですが、PTAのボランティアの方とかの除雪に関して、これ自分も知り合いの市民の方に言われたのですけれども、そういうのを例えばモデル地区ではないですけれども、どこか1つか2つくらいとか決めて、通学路とかそういった除雪を行わずに、例えばですけれども、歩道に関してもすべてにおいてPTA、町内会が市税を浮かせるために頑張れる、頑張れば何かそういうシステムができる、何と言えればいいのか、その貸し出しの除雪機もあるとかというのは、聞いてはいたのですけれども、実際その使われ方とかは。台数とかというのは何台ぐらい去年において出ていたりとかしているのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 台数とかのその詳細にわたりますでは担当からお答えをいたしますけれども、あくまでもボランティアというふうな形がありますので、私もことしの平成21年度の冬場、市内を回っている中でPTAの方々が総出で同じ色のジャンパーを着まして、歩道を除雪していたというふうなことを拝見いたしました。すばらしい仕事をしてきているのだなと。たしかあれはむつ総合病院の前のあたりだったと思うので、第二田名部小学校学区なののでしょうか、そういうふうな、さまざまな形で歩道の除雪についてのご支援

を、機械を持ち出す、またスコップでの雪かき、ダンプで運んでいるというふうなことを拝見いたしました。これは、ただあくまでもボランティアというふうな形ですので、市として何とかこれをやってくれというふうな形、しかしながらその前に除雪をしっかりやらなければいけないだろうと。そのコストパフォーマンスの部分で上路議員は、やはりご心配をなさっているわけでございますので、なるべくそういうふうな形でこのスクラム除雪事業というふうなことがあるということ、そして小型除雪機、こういうふうなものがあるということはもっともっとPRをしていかなければいけないと、こういうふうな思いで取り組んでおります。

また、社会福祉協議会等々では、ボランティアの募集をいたしましても、ひとり暮らしの方々に対する除排雪の支援等もなされていると。また、市職員もそのボランティア登録ということも積極的に働きかけておりますし、その場面になれば、ボランティアとしてさまざまな各界各層からご支援をいただいて、除排雪に取り組んでいるということでございます。

小型除雪機の利用状況等につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 市長答弁に補足をいたします。

小型除雪機の貸し出し台数でございますけれども、県からのスクラム除雪の台数につきましては、12台県からお借りしまして、市内全域に12台をお貸ししております。

なお、市の所有の小型除雪機5台ありますけれども、それにつきましても一緒に貸し出ししておりますので、市内全域に17台貸しているという状況にあります。

以上でございます。

- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（上路徳昭） そちらの小型の除雪機に関しては、貸し出し状況というのはもう毎年、例えば去年においてもおとしにおいても、すべて貸し出されているという状況なのでしょうか。
- 議長（村中徹也） 建設部長。
- 建設部長（山本伸一） 大体統計的には17台ベースで推移してございます。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（上路徳昭） こちらのほうがすべて、例えば貸し出されている。ちょっと話がそれるのですが、前回福祉バスの購入2台とあったのですが、この前民生福祉常任委員会のときに去年のバスの実績報告をお願いしますと言ったら、一回も出たことがないという報告がありまして、そういったことにお金をかけるより、今その17台がすべてフルに出ているのであれば、これに関しては市民の方々から要望が多いととらえてもいいと思いますので、そういったことに、そのなものに対しては、やはりもっともっとふやしていく努力をして30台でも、今17台で全部フルに借りられているのであれば、もっと借りたい人が多いというふうにとらえてもいいと思うのです。例えば30台なりにして、それを例えば市政だよりだったりエフエムアジュールだったりとかでたくさん広報して、もっと借りて、本当ボランティアというのは一番いいことだと思うのです、市の運営の中で。何事でもそうですけれども、ボランティアが、やはりもっともっと生かされるような地域になってほしいなと思いますので。

例えば自分がちょっと考えていることはプラス1.5メートル運動とかではないですけれども、自分の家の前プラス1.5メートル、0.5メートル分両端ちょっと長目にやりましょうとか、ちょっとでもボランティア意識にもっともっと除雪に関しては踏み込んでいけば、本当微々たるものかもしれ

ないのですけれども、そういう微々たるものの積み重ねが市税をもっともっとよりよく使う努力だと思いますので、ぜひともその除雪機の貸し出しに関しての周知徹底、あとボランティア活動に対しての周知徹底をもっともっと促していければと思っています。

続いての下北半島縦貫道路についての再質問、お伺いしたいと思います。先ほどのご回答、大きな開通へのめどが立っていないという残念な報告を受けたのですが、東北新幹線が12月から全線開通いたしますが、今レンタカーの需要というのはすごく多いのですよね。結局列車でむつ市まで来たとしても、その後からはレンタカーで下北半島をめぐるというのを考えたときに、やっぱり青森まで新幹線があるので、そのまま青森からむつまでの間となると、陸奥横浜だったり、これ他地域の宣伝にもなるかもしれないのですけれども、例えばそういうのをめぐってレンタカーで行く旅とか、やっぱり道路というのはすごく大事だと思います。現状の道路が悪いとは言わないのですけれども、やはり今よりもっともっとアクセスが良くなれば、これ結構前にそれを言ったときに、例えば週末とかむつ市から青森市に買い物に行く人が多くなるだろうと怒られたことがあるのですけれども、自分は逆だと思うのです。むつ市からもっとアピールするものがたくさんあれば、逆に青森市からむつ市に来る人がたくさんふえると思うのです。これは、もう全く逆の発想ですけれども。そういったことを今市長が「むつ市のうまいは日本一」とかをやっていたりとか、結構周知もされてきて、やっぱりこの下北というのは魅力がある土地なのだなという場所になっていると思いますので、この道路の建設に関しては、確かに県の事業で進んでいるので、むつ市が一切予算に関して手をつけられないというのはわかるのですけれども、もうちょっと市民の皆様になるべく早く、本

当に早くめど、めどでいいので、平成50年とか、本当に極端かもしれないですけども、何かそういうめどがあればすごく、ああ、そのときまでに開通するのだというふうなのが早目に本当に立ててもらえればと思います。それ目標にもなりますし、そういったことを今後も、一応市議会議員としては、自分の立場としてもそれを一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、4の介護施設についていきたいと思えます。今聞いたところ、増床をしているということですね。それでもまだまだ増床したところで待ちの方というのは、先ほど235名と言われたのですけれども、実際これは入りたいと言っている人たちが235名いるということですよ。その陰に隠れた、陰に隠れたというか、入りたいと申請しなければ、その数には当てはまらないのですよね。どうなのでしょう、もっといるはずではないでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） それらの調査の部分について、サンプル等につきましては、担当からお答えさせます。

○議長（村中徹也） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（岩崎・男） 上路議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど申し上げた235名、これは在宅から施設に入所したいと申し込みのあった数ですが、さらに限定されて特養の部分だけの調査でございます。したがって、ほかにも例えば老健に入所したいとか、そういう方はいるということになります。

また、この235名というのは、例えば介護度がついていない方から要介護度5の重い方まですべての要素が入っているということでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（上路徳昭） 私も話を聞く限りは、この235名

以外にももっともっと本当に、自分の身内に関してもそうですけれども、たくさんいるという現状があると思うのです。恐らく認定度というのがあると思うのですけれども、入りたいと言っている人をどんな状況にしても、確かに重度の方は確かに大事なのですけれども、先ほど市長もおっしゃったとおり、市営という形はできないと。民間に委託をするというのであれば、例えばですけども、今回に限らず来年とかもそれをふやし続けようという発想は今のところ現段階であるのでしょうか。もう現在に対してもっともっと、まだ足りないという認識をお持ちでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、国の今現在第5次の計画を前倒しをしてやっているわけです。単独で市のほうでやっていきますと、非常にこういうふうな部分では介護保険料等々にはね返りが出てきますし、国の制度をしっかりと見据えながら整備は、今上路議員お話しのように、待機をしている方々、まだまだ底のほうで、底といいますが、内的な部分で非常に入りたい、またお世話していただきたいというふうな声があるのは重々承知しておりますので、国の制度等をよく見ながら、そしてまた介護保険料、これにはね返りがどういうふうな形で出てくるのか、そういうふうなものを見据えながら、前倒した部分もあります。そういうふうな形で、しっかりとその待機者解消には向けていかなければいけないと、このように思っております。しかしながら、この財政状況もあるわけでございます。また、単につくるというふうなことでは、ほかの方々、ほかの施設に対する影響、そういうふうなものもありますので、よくそれをさまざまな多方面においてしんしゃくしながら事業を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番(上路徳昭) 市長がこの待機者がもっといるということをご理解しているのであれば安心ではあります。本当に切実に、確かに国の決めたレベルというか、重要度みたいな、レベル5とか、この人は早期に入居しなければいけないとかという人も、確かにそれはわかるのですけれども、そういう何か段階があるとかではなくて、本当に困っている人は困っているので、そのレベルは関係なく、入りたいというときにはすぐにそういうふうな、むつ市は福祉が最高だというまにしたいのかどうかも、今の現状であればちょっとよくわからないのです。市税を投入してそういうふうなところをつくったほうが一番、オフサイトセンターに関してもそうですけれども、そういうふうなに使われているほうが多分むつ市民、自分も市民の一人としてそういうほうが、ああ、すばらしいものをつくったと、確かに介護のお金の部分もすごくあるので、これは複雑な問題なのですけれども、やはりそういったことに果敢に挑んでいったほうが私としてはいいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後に、5番の介護現場職員への支援についてであります。先ほど申し上げた国から出ている補助金、これに対しては何か施設のほうに案内とかは流しているのでしょうか。そういう何かあるということは促しているのでしょうか。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) 周知に関しましては、施設のほうに連絡とかさまざましまして、それから特に市政だより等を使っているわけではございませんけれども、施設単独に個々に当たって周知はしているところでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(上路徳昭) そういったものがあるということが多分このラジオを聞いている方でも、そう

いう現場の職員の方というのは、恐らくわかっていないというか、わかっている人はわかっているのでしょうかけれども、それへのね返りがちゃんとあるのであれば、給料このくらい上がったよとか、その現場についている職員の方々の満足度というのはもうちょっと、不満のほうが多くはならないとは思いますが、その周知に関しては、これ多分国の支援だと思っているので、むつ市が国からこういう支援がありますよというのはすごく言いづらいとは思いますが、これというのは、例えばその支援を受けている施設というのは、市内にどれくらいあるのか、パーセンテージとかはわからないのですよね。わからなければわからないで。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) この制度を利用しているかどうかというふうなことなのですけれども、これは国保連では、その内容を手前どものほうに、各自治体のほうにお知らせをしていただけないような状況でございます。ただ、うちのほうとしては、市といたしましては、各施設にこういうふうなことが、この制度を大いに使ってほしいというふうな勧奨の形で活動は進めていくべきだと、こういうふうには思っております。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(上路徳昭) 多分そういうふうな支援の内容については、恐らく市が大きな声を出して国からこういう支援があるよというのは言えないとは思いますが、先ほど自分が提案したその支援についてにまた戻るのですが、今職安とかに行っても、今出ている雇用の中身としては結構な多さで介護現場職員の、やっぱり職場の環境が、給料も悪いとかだったりで、いろんな諸事情があるので、すけれども、転々と回っている方もたくさんいらっしゃると思いますので、今一番必要なところに必要な策を講ずるというのは市政としては一番大事なこ

とだと思いますので、こちらの支給はできないにしても、今後もし国の施策もあり、プラスむつ市としてはこういうことも、むつ市の現場の職員はこんなに優遇されている、他地域から来てもいいと思うのです、それが目的でむつ市民になりましたという方がいてもいいと思うのです、そういう意味で。そういった何か、確かに言われるとおり、ほかの職種の方も、もちろんたくさんこのむつ市にはいろんな仕事をしている人もいますので、そういう優遇というのは、差別にはつながらずとも思うのですが、今菅首相も言っているとおりに、介護現場、今一番雇用が厚いということで、そちらのほうに、今ある意味そういうふうな波に乗っても大丈夫なのではないかと私としては。それはもう恒久的にずっとやっていくというわけではなくて、今この現在、そこに需要と供給が一番合致されている部分ですので、そこに対しては経済効果にもつながると思うので、何とか、もしよろしければ、ことしではないにしても、来年でも再来年でもちょっと考えていただければと思います。

私の質問は、以上です。

○議長（村中徹也） これで、上路徳昭議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（村中徹也） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。12番岡崎健吾議員。

（12番 岡崎健吾議員登壇）

○12番（岡崎健吾） おはようございます。川内地

区選出、政友会の岡崎です。

市民の皆様もご承知のこととは思いますが、去る9月5日、青森市で第18回青森県民駅伝競走大会が行われ、むつ市チームが3年ぶり7回目の総合優勝を勝ち取り、むつ市民に大きな感動とあふれる勇気を与えてくれました。

大会当日青森市は、強い日差しに見舞われ、最高気温が32度に達し、レース中に熱中症で選手が倒れ、無念の途中棄権をするチームも出るという猛暑の中で行われました。このような過酷な状況の中、むつ市チームは2区以降一度としてトップを譲ることなく各市町村の猛追を振り切り、しかも4選手が区間賞を奪い、他市町村チームとの力の差を見せつけ、圧勝と言っても過言ではない勝ちっぷりでありました。これは、選手たちが総合優勝奪還のため日ごろから厳しい練習を重ねてきた結果であり、改めて選手、そして関係者の方々のご努力に対し敬意を表するものであります。

それでは、むつ市議会第205回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

初めに、教育行政についてお問い合わせいたします。去る7月30日に文部科学省は、小学校6年、中学校3年を対象に4月に実施した2010年度全国学力学習状況調査の結果を公表いたしました。本県の平均正答率は小・中とも国語、算数、数学の基礎的知識を問うA問題、知識を活用する力を見るB問題のすべての分野で全国平均を4.6から0.1ポイント上回りました。特に小学校6年の国語Aでは、本県の平均正答率86.7%から87.9%がトップの秋田県に次いで全国で2番目に高い結果となり、本県の児童・生徒の学力は全国的にも高い状況にあることが確認されました。今ここでむつ市の状況については、あえてお聞きはいたしません、この結果は日ごろの学校現場での指導、努力のたまものと思うところであります。

かつて日本の教育は、A S E A N諸国のあこが

れであり、目標であったと思います。しかし、土曜日を休みにする学校週5日制の実施により、生きる力をはぐくもうというゆとり教育が平成14年度から始まりました。そして、そのことにより授業の実施日数も減ってしまい、その結果が日本の教育を低下させているのではないかと思うところでもあります。

先ほど申し上げましたが、全国学力テストの結果では、本県の状況は上向いてはいるものの、今や日本教育の国際レベルはOECDの学習調査の結果では、国語では平成17年度調査では15位であり、平成12年度の8位から大きく後退しております。また、数学においても同様に、1位から10位と統計的にも学力の低下を裏づけているのではないのでしょうか。その反省からか、文部科学省は平成20年度に学習内容の充実を図るために新しい学習指導要領を告示し、平成21年度から一部先行実施され、小学校で平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施されることになりました。来春から使用される新しい教科書は、ページ数が大幅にふえると聞いておりますが、これにより授業時間数がどうなるのか、また授業内容はどのように変わるのかをお伺いいたします。

学習につまずく児童・生徒がふえることがないか心配されるところであります。今でも子供たちは重いランドセルを背負って通学している姿を目にいたしますが、ページ数のふえた教科書により、さらに重いランドセルを背負い、小学校2年生の子供でも週1回は6校時授業を終えて下校することにもなると聞いております。11月に入れば、下北の夕方4時ごろはかなり暗くなり、下校時の安全も心配されるところであります。

先ほども申し上げましたが、学校週5日制の実施が日本の学力低下を招く要因の一因になっているのではないかと考えておりますが、現在の学校週5日制の体制の中で新しい学習指導要領を実施

する場合の課題、そしてそれについて教育委員会ではどのような対策対応を考えているのかお伺いいたします。

質問の2点目、むつ市の小中一貫教育についてお伺いいたします。平成19年度に作成されたむつ市教育プランでは、小中一貫教育のもとで小学校と中学校の連携を強力に推進していくことを基本とするとうたっております。来年4月からは、川内地区において、青森県では東通村に続いて2番目となる校舎併設型小中一貫校の開校に備えて現在小学校部分が建設中であり、来年2月の完成予定と伺っております。川内地区の児童・生徒、そして保護者及び地域住民も小中一貫校の開校を心から待ち望んでいるところでもあります。

さて、むつ市教育プラン前期計画も来年度は最終年度となりますが、これまでの状況についてお伺いいたします。

質問の3点目、スポーツ振興審議会の設置についてお伺いいたします。スポーツ振興法の第18条第2項では、市町村にスポーツ振興審議会を置くことができるとなっております。スポーツ振興審議会は、市教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関して市教育委員会に建議することを目的に設置されております。むつ市のスポーツ振興を図るうえでも早急に設置に向けて検討していただきたいと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震は、近代化された大都市における直下型地震で、戦後我が国が経験したことのない未曾有の被害をもたらし、阪神・淡路大震災として我々の記憶の中に今でも鮮明に植えつけられております。それ以降も国内では多くの大規模地震が発生しており、中でも新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸

地震では水道施設も多く被害を受け、とりわけ液状化の影響や中山間地での集落孤立など新たな課題が改めて提起されました。現在我が国の水道普及率は97%を超えており、改めて言うまでもなく、水道は国民生活や社会、経済活動に欠くことのできない極めて重要なライフラインとなっており、突然の断、減水の影響ははかり知れないものがあります。

こうした中、水道事業者は平常時はもとより、震災時の非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務となっていることは言うまでもありません。そのためには、常に長期的な視野に立って水道施設の耐震化を図り、被害発生を抑制し、断、減水の影響を極力小さくする努力の積み重ねが求められております。

平成16年6月に厚生労働省から示された水道ビジョンの災害対策等の充実に係る方策では、基幹施設の耐震化100%、基幹道路の耐震化率100%の施策目標が掲げられ、水道施設の耐震化の重要性が示されておりますが、その現実を見ると、全国の水道施設耐震化率は極めて低い状況にあると言われております。

そこでお伺いいたしますが、現在むつ市では学校関係施設の耐震化はかなり進んでおりますが、水道施設の耐震化はどのような状況にあるのか、また今後耐震化に向けた年次計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

むつ市の教育につきましては、教育委員会のほうで答弁をいたします。

次に、スポーツ振興についてのご質問であります。スポーツ振興審議会の設置についてでありま

すが、議員ご承知のとおり、スポーツ振興審議会はスポーツ振興に関する重要事項を調査審議し、及びこれらを建議する機関となっており、必要な事項は条例で定めなければならないとなっております。

むつ市においては、平成21年度まではスポーツに関する事務を教育委員会で行っていたことから、教育委員会では毎年社会教育委員の会議において年度の事業計画などを審議していただいております。本年度においては、スポーツに関する事務を市長部局で行うこととなりましたが、以前同様に社会教育委員の会議において社会教育関係事業とあわせ、スポーツに関する事業計画等も審議していただいたところであります。ただし、社会教育委員は教育委員会の諮問機関であり、市の諮問審議機関ではないものの、教育委員会から移行後間もないときであり、また市民スポーツは社会教育と密接な関係もありますことから、今までの経過も踏まえ、今後においてもしばらくは連携して業務に当たっていきたいと考えております。

スポーツ振興のあり方については、引き続きむつ市長期総合計画の基本計画で定めた主要計画を柱に、体育協会初め各スポーツ団体のご意見を聞きながら、ともにスポーツ活動に取り組んでまいりたいと存じますが、近年スポーツは競技スポーツ、レジャースポーツ、レクリエーションスポーツ、健康増進スポーツとスポーツへの志向が多種多様になっております。本市におけるスポーツ人口、スポーツ種目、スポーツ団体の調査、市民ニーズの把握等、資料収集に努め、早い時期に審議会の設置を検討したいと存じます。

水道事業についてのご質問につきましては、公営企業局からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員のご質問にお答え

いたします。

まず、新学習指導要領についてのご質問にお答えいたします。新学習指導要領は、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、生きる力をはぐくむという教育理念を実現するため、その具体的な手だての確立の観点から改訂されたものでございます。

その改訂のポイントは、1、生きる力の理念の共有、2、基礎的、基本的知識、技能の習得、3、思考力、判断力、表現力の育成、4、確かな学力を確立するための必要な授業時数の確保、5、学習意欲の向上や学習習慣の確立、6、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実であり、平成23年度より小学校から順次実施されることとなります。

授業時数については、小学校の国語、社会、算数、理科、体育において6年間で約1割増加し、週当たり1、2年生で2時間、3年生から6年生で1時間増加することとなります。これまで110時間実施可能であった総合的な学習の時間の授業時数は70時間に減少することとなります。

中学校では、総授業時数980時間から週1時間増加し1,015時間となります。総合的な学習の時間や選択教科の時数が大幅に減少することとなり、総じて小・中学校とも平成4年度に近い総授業時数となります。

今回の授業時数の増加は、指導内容の増加に伴う詰め込み教育への対応ではなく、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習、知識、技能を活用する学習、例えば観察、実験やレポート作成、論述などの学習を充実するために行うものとされており。このことは、生きる力をはぐくむために必要な基礎的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成などの活用する力をバランスよく伸ばしていくために授業時数がふえ、教育内容の改善が図られていると受け

とめております。単なる学習内容の時間数の増加が児童・生徒の負担につながっているとは考えておりませんし、よりよい理解や定着のための措置と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、学校週5日制の中で新しい学習指導要領の実施に係る課題とその対策、対応についてお答えいたします。学校週5日制の趣旨は、ゆとりのある生活の中で子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることにあります。平成4年9月から月1回、平成7年4月からは月2回になり、平成14年度からは完全実施となりました。学校週5日制の中での学習指導要領改訂のポイントは、生きる力の育成の深化であり、課題となることは知、徳、体の調和のとれた児童・生徒を育成する教育内容の充実であります。小・中学校では、地域や子供たちの実態に応じ、新学習指導要領の趣旨を十分に酌んだ教育課程を編成、実施するとともに、年間指導計画の改善、授業の工夫改善、行事の精選や見直しによって児童・生徒に過重負担にならないよう実施に向け準備を進めております。

また、学校週5日制によって生活体験や社会体験、自然体験などさまざまな経験が期待できることから、児童・生徒の豊かな自己実現につながるよう学校、家庭、地域社会が連携を深め、あらゆる場面で生きる力育成の支援を行っております。

教育委員会といたしましても、児童・生徒を直接指導する先生方に対し、生きる力を育成する学習指導要領の趣旨を理解していただき、指導力の向上を図る研修講座の充実に努めているところであります。児童・生徒一人一人の学びを大切にしたいきめ細かな指導が各校でなされるよう指導助言し、支援を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目のむつ市小中一貫教育についての

ご質問にお答えいたします。平成19年12月に策定したむつ市教育プランは、平成19年度から平成23年度までの5カ年を前期、平成24年から平成28年までを後期とし、10カ年の長期計画のもと、地域や学校の実情に応じた小中一貫教育を推進する計画としております。現在むつ市内9つの中学校を中心とするブロックごとに小・中学校が連携し、乗り入れ授業、合同行事、生徒指導連携の3点について重点的に取り組み、試行を重ねております。乗り入れ授業は、各ブロックにより回数に若干差異はありますものの、年数回実施され、小・中学校の先生方が相互に指導案や指導方法の検討、実際の授業実践を通し、校種の壁を乗り越え理解し合う雰囲気や環境ができ上がってきております。

さらに、児童・生徒も小・中学校の先生と一緒に学習を教えてくれることで、よりわかりやすい、意欲が持てた、自信になったなどの感想を寄せ、小学校から中学校への学習に対する不安を解消することができるものと考えております。

合同行事については、小・中学校の児童・生徒と一緒に自然体験活動やごみ拾い活動などの奉仕活動を行ったり、合同運動会、合同遠足、小・中学校のPTAの方々による合同歓送迎会などさまざまな交流を実施しております。

生徒指導連携については、地区のPTAや関係機関と連携し、児童・生徒の健全育成について積極的に取り組んだり、小・中学校の情報交換を積極的に行い、教育活動の充実に努めております。

また、これまで3年間にわたりPTAや地区の方々にも小中一貫教育の趣旨やねらいについて説明会を開催し、広く理解と協力をいただいているところでもあります。

今年度は、さらに目指す児童・生徒像の明確化、連続した学びと成長を保障する教育課程の作成、学力向上、生徒指導におけるアクションプランの

具体化、特別支援にかかわる小・中の連携について具体的に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

来年4月には、川内地区の皆さんや子供たちが大変期待している施設一体型の川内ブロックの校舎が完成し、むつ市の小中一貫教育のパイロット校としての役割を果たすこととなります。教育委員会としても、生徒指導、学力向上に大きな期待を寄せているところであり、地域の皆様方のお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 岡崎議員の水道施設の耐震化の状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、むつ市全体の配水管の耐震化の状況につきましては、平成21年3月末現在、上水道及び簡易水道を合わせた配水管の総延長約419キロメートルのうち、耐震管及び耐震性が認められる配水管の合計は約116キロメートル、約27.6%の耐震化率となっております。

地区別の耐震化率は、むつ地区35.3%、川内地区14.3%、大畑地区11.6%、脇野沢地区が8.6%となっております。また、各地区上水道の給水拠点となります配水池の耐震化率は、全体で39%となっておりますが、川内地区につきましては、建設年度が古く、ゼロ%となっている状況にあります。

今後の耐震化への取り組みといたしましては、水道ビジョンなどに示してありますとおり、総事業費約55億7,000万円を要し、川内地区上水道整備事業、西通り地区簡易水道整備事業及び各地区の老朽施設の更新や老朽管の更新事業などにより、(仮称)川内浄水場を平成23年度から平成26年度にかけ取水施設、浄水施設及び配水池などの建

設及び上水道地区の配水管の布設がえを完了し、平成29年度までに川内地区簡易水道地域への通水を完了、平成31年度までに脇野沢地区への通水を完了する計画となっております。

また、同水道ビジョンではむつ地区の橋に添架されております老朽化した配水管の布設がえ、大畑配水池への緊急遮断弁の設置のほか、大畑地区に多く布設されており、地震による被害が多いとされる硬質塩化ビニール管の布設がえなどを計画しております。これらの事業において主要となる配水管はすべて耐震管及び耐震性が認められる管種に布設がえされますので、事業が完了いたします平成31年度末には基幹施設及び主要配水管の十分な耐震化が図れるものと考えております。

なお、水道ビジョンには示されておきませんが、西通り地区以外の耐震診断を必要とする配水池等につきましては、西通り地区を中心とする整備事業などの進捗状況を見きわめながら耐震診断の実施及び耐震化を図ってまいります。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 再質問の順番がちょっと逆になりますが、ご了承をいただきたいと思ひます。

まず、水道施設の耐震化についてですが、先ほどのお話では平成31年度末までには十分な耐震化が図られるということですが、少し年月がかかるかなという気はいたしますが、現在の財政状況を考えれば、いたし方ないのかなと思ひます。

ところで、万が一の大地震などの災害時の対応について、どのような対策というか、対応を考えているのかお聞きします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 地震などの災害の対応につきましては、今市の地域防災計画及び公営企業局が持っております地震災害対策マニュアルなどにより応急復旧や応急給水で対応することになります。

また、災害時に備えて市内水道事業工事事業者31社、水道薬品の供給業者と業務提携を締結し、災害復旧、給水及び薬品類の確保に備えております。

さらに、県内市町村等による青森県水道災害相互応援協定並びに日本水道協会東北地方支部の災害時相互応援に関する協定により、広域的な相互応援体制を図っております。

今後地震災害、施設事故などによる大規模な断水事故が発生した場合の初動態勢や応急給水、応急復旧対策、高齢者世帯などの災害者への支援を含め、確実に実施できるよう地震対策マニュアルの周知の徹底などにより万全な体制で対応してまいります。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 先ほど大規模な災害等を想定した訓練を実施するというようなことがありましたが、実際そういう防災訓練等が定期的に行われているのかどうか、お伺ひします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 災害訓練の実施状況についてのご質問にお答えします。

災害時の応急給水、それから応急復旧の訓練につきましては、市の総合防災訓練、それからむつ市で開催されます青森県総合防災訓練に組み込まれております。これらの訓練には、市内水道工事業者も参加しております。

また、災害に即対応できる要員を養成するため、職員及び水道工事業者を対象とした水道技術講習会を毎年開催し、技術の向上に努めております。

また、緊急避難場所として指定している第二田名部小学校のグラウンド内に設置しております耐震貯水槽を利用した応急給水訓練など、大規模な地震災害を想定した訓練の実施により、さらに災害時に対応できる体制を整えてまいります。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 大きな災害が起きないというのが一番いいのだと思いますが、万が一の災害に対しても、今のところ十分な対策がとられているということで安心しております。

次に、スポーツ振興審議会について再質問させていただきます。なぜ今このスポーツ審議会が必要だと私が思うのかは、県の教育委員会で今年度から2015年度までの6年間、本県のスポーツ振興の指針となる県スポーツ振興計画を作成しております。今後むつ市でもスポーツの環境のさらなる施設の整備に向けて、また今後のむつ市のスポーツ振興の指針となる基本計画、先ほど市長のほうは長期計画の中でということではあったのですが、私は仮称ですが、むつ市スポーツ振興計画を早期に作成しなければならないと考えています。そのためにも、スポーツ審議会が必要だと考えます。先ほど市長のほうは、早い時期に検討するということでしたが、もっとより早い時期にということで市長にお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま岡崎議員のほうから、スポーツ振興計画と、独自のというふうな部分もございました。今年度教育委員会から市長部局に移管された際、教育委員会のこのスポーツに関する事務についての意見が出されたところであり、市民の各層に浸透しつつあるスポーツのさらなる振興を図るためには、市民のだれもが、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すということでありますので、これにのっとりまして、さまざまな場面で検討を重ねていき、独自のスポーツ振興計画及び審議会設置というふうなこと、そしてまた先ほど壇上でもお答えいたしましたように、各種団体等のご意見を伺いながら、しっかりと計画をつくっていかねば、計画をつくって、

絵にかいたもちではまずいので、各構成団体の方々のご意見を聞いて、しっかりしたものをつくり上げたいと。審議会のほうもそういうふうな形で、より早くというふうな気持ちで進めていきたいと、こういうふうに思います。いついつまでということは、なかなかできませんけれども、多分平成23年度中には審議会設置、そういうふうなものをめどにして、いついつまでと言えないのもまた言ってしまいましたけれども、期待に沿うような形でできるだけ早くスポーツ審議会及びスポーツ振興計画と。

非常にむつ市はスポーツの部分で、小・中学生及びまた一般の方々のスポーツも盛んでございます。壇上で冒頭お話しのように、県民駅伝で、また総合優勝を奪還したというふうな、そういうふうな背中を押してくれるような事象が相次いでおりますので、そういうふうな形で積極的にこの部分については取り組ませていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 非常に前向きなご答弁ありがとうございます。

それでは、小中一貫教育について再質問させていただきます。今全国で中1ギャップという問題があるわけなのですが、川内地区で来年度から開校となる小中一貫校では、この中1ギャップ解消についてどのような対処方法を考えているのかお伺いします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 中1ギャップ解消のための対策についてのご質問でございます。

中1ギャップは、中学校に入学して、さまざまな環境の変化についていけず、ストレスを感じたり情緒的に不安定になる、こういう状況を指しますけれども、これは全国的な傾向でございますので、当むつ市でもそのような傾向が学習面、それから

生徒指導面であらわれております。

まず、学習面では、小・中の学習方法、それから学習スピードの違い、それから学習内容の量の多さ、それから教科担任制などによって生徒が学習におくれを来し、意欲を失ったり、それからそのことが学力の低下につながっていくというふうを考えられます。

それから、生徒指導面におきましても、中学校への入学以降、中学校生活にうまく適応できなかったり、人間関係でつまずいたりして不登校になるという生徒も見られます。このような中1ギャップと言われる現象は、先ほどお話し申し上げましたとおり、当市でも見られる現象でございます。

これらの問題を解消するために、先ほども答弁いたしましたけれども、当市では平成19年度にむつ市教育プランを策定いたしました。その中で中1ギャップの解消の手だてとして、小中一貫教育を掲げて、学習面での不安、それから人間関係づくりの心理的負担の軽減に努めるよう2つのアクションプランに取り組むこととしております。

1つは、学力向上アクションプランであります。このプランでは、学力向上推進事業を立ち上げて、学力の実態把握と、その対策のための検証授業を行い、児童・生徒の苦手な教科領域のてこ入れを図り、その手だてを実践事例集としてまとめて、それを公表すると。それから、弘前大学教育学部と連携し、各種授業づくり講座を通じて先生方の授業技術の向上を図り、児童・生徒の学びに対する積極性を引き出す取り組みを続けているところでございます。

また、生徒指導面での取り組みは、不登校児童生徒減少アクションプランであります。児童・生徒の悩みや不安をいかに早く把握し、対応することができるかが大事なところでございますので、教育委員会では学級満足度テストなど、各種心理検査を実施し、その分析から児童・生徒理解を深

め、不登校未然防止に役立てております。これらの取り組みをさらに推し進め、中1ギャップ解消に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 今川内の地域の住民の方々が一番心配しているのは、校舎に附属する施設面であります。教育長はご存じかどうかわかりませんが、川内は昔から野球熱の盛んなところであります。現在下北地区の高校野球の試合は川内球場で行われていまして、特に大湊高校と大湊高校川内校舎の対戦の際は、もうバックネット裏が満席に近い状態になることがあります。

そこでお伺いしますが、小学校の体育館、それから給食センターについては来年度からということは何っております。小学校の野球用のグラウンド、それからバックネット、それから今現在中学校の南のフェンス、1メートル80くらいあるのですが、その横を国道338号が通っていて、これから小学校の野球をそこでやるとすれば、ボールが飛んでいったり非常に交通安全上も危険な状態になると思います。そこでバックネットも含めた、それから自転車置き場もそうですが、その施設面の整備はどのような計画を予定しているのかお聞きします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、議員ご発言のとおり、屋内運動場、それから給食センターにつきましては、本年度事業として実施設計を行って、来年度に建設事業を実施する予定というふうにしております。また、屋外運動場、グラウンドですが、これにつきましては、現川内中学校の屋外運動場を小学校、中学校で併用するということになりましたが、これに伴うバックネット及び防球ネットの設置とその配置の変更

となる陸上競技用施設の移転と整備を来年度事業として予定しております。

また、自転車置き場につきましては、現在90台の駐輪が可能となっておりますけれども、今後その利用者の拡大も予想されることから、各施設の整備状況を考慮しつつ、120台程度の駐輪可能な整備を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 最後に新学習指導要領についてちょっとお伺いします。

先ほども教育長のほうからお話があったのですが、授業時数の確保が問題になるわけなのですが、例えば夏季休業、それから冬季休業の日数を減らすとか、1日の授業時間を5時間とか6時間というのは、そういうふうなことは考えているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 長期の休業時間を減らして授業時数を確保という趣旨のご質問だと思いますが、夏季休業、冬季休業につきましては、むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則で規定されております。夏季休業日は7月22日から8月23日までの33日間、冬季休業は12月24日から1月14日までの22日間となっております。校長が教育上必要があると認めた場合には、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日を別に定めるということができるということになってございます。

昨年度は、新型インフルエンザが猛威を振るって市内の小・中学校におきまして学年閉鎖であるとか学級閉鎖を余儀なくされて授業時数が不足する事態が発生いたしました。本来学習すべき内容が児童・生徒に未履修であってはならないということから、学年閉鎖や学校閉鎖の措置をした学校におきましては、冬季休業の日数を減らして授業時数を確保したということがございました。教育

委員会といたしましては、各学校において、この期間が子供たちが長期休業でなければ体験できない家族や地域、自然と触れ合う大切な時間であるというふうなことにかんがみて、授業時数確保のために安易に長期休業日の日数を減ずることは避けてほしいという考えであります。どうぞご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） それは理解いたしました。ただ、平成23年度から外国語活動の授業が必修化されることとなります。小学校5年生、6年生対象に週1時間、年間35時間程度授業されるというわけなのですが、その課題の一つとして、小学校教師の英語力の不足とか、指導者が不安、戸惑いがあるということが心配されておりますが、これについてどのような対処をされるのかお伺いします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 小学校におきましては、平成23年度から新学習指導要領が完全実施となりますが、それに伴いまして、新たに外国語活動が新設されまして、5年生、6年生が週1時間、年間35時間の授業を行うこととなります。議員ご指摘のとおり、英語の専門免許を持たない小学校の教員にとって指導の不安はないのかというご心配はおありかと思えます。ただし、来年度から実施されます外国語活動につきましては、中学校や高校の教科、英語と違いまして、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深める、また積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る、また外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことが目的とされております。当市では、平成10年からALT、外国語指導助手による小学校での英語学習が開始されております。小学校の

先生方もこれまで実践を積んできておりますし、また小学校担当のALT 2人配置したことによって、35時間中23時間のチームティーチングが可能となります。また、さらに各校の中核教員を中心に、ここ2年間で30時間程度の研修を行っておりますし、研修センターにおきましても、講座を開設するなど、完全実施に備える体制を整えております。

これらの対応を継続しながら外国語活動の充実に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 東京都内の公立の小・中学校では、本年度から再び土曜日に正規な授業を月2回まで実施しています。また、さいたま市では来年度からということですが、このような動きが多分これからふえていくのではないかと考えられます。そこでこのような動きに対して教育委員会ではどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 土曜日の授業実施についてでございますが、議員ご指摘のとおり、東京都におきましては、土曜日に教育課程に位置づけられた授業の実施を希望する学校については学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとするという通知が出されたところでございます。ただし、その内容につきましては、確かな学力の定着を図る授業の公開、それから道徳授業地区公開講座や安全教室もしくは保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業の3点に限られております。つまり地域のゲストティーチャーを活用した授業や公開授業など土曜日でなければならない授業、こういう制限がございます。

そして、回数は月2回というふうにされておまして、土曜日に授業を実施した場合、児童・生徒、そして教職員は振りかえをとることになります。すなわち、土曜日の授業実施によりほかの曜日に休むことになります。これは、土曜日や日曜日に運動会や学芸会等学校行事を行ったときと同じ措置がとられているというふうなことでございます。当市では、確かな学力定着のために、既に各学校において既習事項、既に学習している事項の定着を図る学習タイムの創設であるとか、行事の精選等により、余裕のある授業時数を確保するなど、教育課程の工夫改善がなされていることから、現段階においては土曜日の授業実施について積極的に推進する必要がないというふうに判断しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 最後の質問になりますが、ただいまの土曜日の授業の開催につきましては、いろいろ保護者の皆さんも、かなりやってほしいなという声があります。むつ市教育委員会でこれから保護者、そして地域の住民の意見を聞いてから検討するというような考えはあるのか、それをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 私ども教育委員会には現在のところまだ土曜日に授業をしてほしいという、そういう要望は届いておりませんが、しかしながらこれから各学校やPTA、地域の方々と連携の中で、そのような話題になることが予想されるというふうに考えております。その際には、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、児童・生徒の健やかな成長を支援できる方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、岡崎健吾議員の質問

を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎新谷 功議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷功議員の登壇を求めます。8番新谷功議員。

（8番 新谷 功議員登壇）

○8番（新谷 功） 声帯を痛めているため、お聞き苦しい点があろうかと思いますが、何とぞご容赦のほどお願いいたします。

まず冒頭に、今は亡き川端澄男氏に哀悼のまことをささげ、ご冥福をお祈り申し上げます。

故人とは、公私にわたり大変親しくおつき合いをさせていただいておりました。故川端澄男議員は、昭和58年に市議会議員に初当選されましたが、そのときの後援会長、選挙責任者が私でありました。そして、4年後の市議選で私が立候補し、初当選させていただきました。むつ市議会では23年間の長きにわたり苦楽をともにいたしてまいりました。あるときは口論、激論を交わし、またあるときは叱咤激励しながら、ともに歩んだ23年間でした。

去る6月定例会の初日6月8日、議場に川端澄男議員の姿が見えなかったため、不思議に思い、確認しましたところ、むつ総合病院に緊急入院し

た旨をお聞きいたしました。13日の日曜日に早速むつ総合病院にお見舞いに行きましたが、そのときは相変わらずの川端節で話をされ、これであればと安堵して帰りの途につきました。翌週の日曜日、20日の夕方4時半ごろでした、川端澄男議員より携帯電話に「会いたい」と連絡が入り、何事が起きたのかという思いでむつ総合病院に行きました。ところが、世間話や景気問題と、これといった特別な話はなく、雑談を交わした程度でした。そうこうしているうちに時間が経過し、帰宅する旨を伝えたところ、川端澄男議員はおもむろに参議院議員選挙立候補者の山崎力氏の事務所の様子と、その日下北文化会館で行われる参議院議員下田敦子氏の国政報告会の様子を教えてほしいと頼まれました。その状況を携帯電話で連絡をしたところ、「うん、うん、わかった、わかりました」と、ふだんとはいささか違う対応に一瞬戸惑った次第でございます。最後に「ありがとう、ありがとう」と2回お礼を言いました。それが最後の言葉となりました。

今この壇上からご長老であられました故川端澄男議員のお姿が見られないことは、まことに残念であり、痛恨のきわみであります。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、8月1日施行されましたむつ市議会議員補欠選挙は、観測史上113年ぶりと言われる猛暑の中での激戦でありました。結果はご案内のとおり、新人3名、前職1名が当選されました。トップ当選を果たした菊池憲太郎議員は、補欠選挙といえども、5,592票という大量得票数を獲得し、むつ市議会議員選挙史上特筆すべきことであり、また旧むつ市選挙区民のご期待がかなり大きいものであるという思いが感じられました。早速市民からは、来春予定されております青森県議会議員選挙の立候補への期待の声が多く出ております。ますますのご精進を心から期待するものでありま

す。

また、大瀧次男議員は、市議選のたびに名前が浮上しておりました。このたびの補欠選挙にはいち早く名乗りを上げられ、これまた見事な得票を勝ち取り当選を果たしました。初志貫徹と言わずとも、思いを達成した満足感に浸っているのではないかと思うのであります。初当選をなし遂げられました大瀧議員は、今さら申し上げるまでもなく、むつ市を代表する経済人の一人として、各種団体の長を務められ、現在に至っておる次第でございます。識見、知見にすぐれ、その経験、実績を大いに発揮し、むつ市政発展のため頑張っていたきたいとご期待を申し上げる次第でございます。

また、上路徳昭議員は、弱冠27歳と1カ月の若さで出馬され、市民の若さへの期待を一身に受け、見事に初当選の栄誉を勝ち取ったのであります。むつ市議会51年の歴史の中、27歳1カ月での当選は、過去において川下八十美氏の27歳5カ月の記録がありましたが、このたび43年ぶりに更新したのであります。むつ市議会にとっては、将来大いに期待される一人ではないかと、このように思うのであります。

余談ではございますが、誕生日が6月22日ということであり、私と同じ誕生日であります。親近感を覚えるのであります。

さらには、旧川内町出身であります工藤孝夫議員は、町議選での初当選は26歳3カ月であり、史上最年少の当選を飾っております。議員在籍35年余、本日もこの議場におられます。むつ市にとっては大きな財産であり、先輩としてご指導を賜りますとともに、むつ市政発展のためのますますご活躍をご期待申し上げます。

石田勝弘議員は、今さら申し上げるまでもございませんが、4期16年間という輝かしい実績を持っておられる議員でございます。初当選以来良識

の議員として市民から高い評価を受けてまいりました。むつ市初代の議長でありました菊池渙治氏、むつ市議会議長を2代、3代にわたり務められました石田金五郎氏をおじ様に持ち、むつ市議会第12代議長であられました山本光郎氏等々と深いおつき合いがあった方でございます。そういう環境、境遇が現在の石田勝弘氏を形成しているのではないかと思うのであります。見事な返り咲きを果たした石田勝弘議員には、深い敬意を表し、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

ことは、むつ市市制施行51周年であり、新たな船出でもあります。私たちむつ市議会も新しい仲間を迎え、市民のため、さらなる努力と英知を傾け、市政発展に邁進しなければと改めて身を引き締めております。新たな船出と言え、もう一つ新たな船出がありました。さきのむつ市議会第204回定例会において、むつ市のうまいを発信するイメージキャラクタームッシュ・ムチュラン1世の結婚が話題になり、ぜひとも結婚式を行うよう強くご提案申し上げてまいりました。このたびむつ下北地方最大の夏祭りであります田名部神社の祭典の初日の8月18日、イベント広場において実現いたしました。大勢の市民が見守る中、タキシードを着たムチュランと、ピンクのドレスに身を包んだムチュリーがウエディングマーチとともにステージにあらわれ、宮下市長に婚姻届を提出したのであります。ふるさと美食星から本市にお嫁に来たムチュリーは、宮下市長から特別住民票を受け取りました。市長は、これから2人はさまざまなイベントに夫婦で参加しますので、こよなく愛してくださいと参加者に呼びかけ、居合わせた多くの市民より大きな拍手がわき起こりました。小さい子供たちは、「ムチュラン、ムチュリー、おめでとう」と両手を振って飛び跳ねて喜んでおりました。真夏の夕暮れの心温まる光景に、

私は夢中でカメラのシャッターを押し続けておりました。その後2人はむつ下北の自然や、うまいものを求めてオープンカーでハネムーンに出発しました。来年の2世誕生を今から心静かに見守りたいと思います。2世誕生の際には、市長が名づけ親になるのか、あるいは市民から公募して名前をつけていただくのか、お考えがあれば承っておきたいと存じます。

「こどもは地域のたからもの」、「むつ市のうまいは日本一」を標榜する市長におかれましては、生まれてよかったむつ市、住んでよかったむつ市、明るく元気なむつ市建設のため、今まで以上に強いリーダーシップを発揮し、子供から高齢者まで楽しく暮らせるむつ市のため、なお一層の努力を傾け邁進していただきたいと思うのであります。どうぞご健康にご留意され、頑張ってくださいと思うのであります。

また、むつ市におきましては、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。去る9月5日、青森市で開催されました第18回県民駅伝競走大会でございます。午前中岡崎健吾議員もこのことに触れておりましたが、本市にとっては大変名誉なことであり、監督、選手はもちろんのこと、多くのスタッフのご苦労と、このたびの偉業を長くたたえるために、重複する部分があるかと思いますが、私なりに述べさせていただきますと存じます。

真夏真っ盛りを思わせるような炎天下の中、県下40市町村の代表選手計320人が「健脚でつなげ郷土の和と心」をスローガンに、8区間33.8キロを駆け抜けました。我がむつ市は1区で調子が悪かったと言った大室選手が粘りの走りをし、2位の好位置で2区の寺嶋選手にたすきをつなぎ、寺嶋選手がトップに立つと、アンカーの沖選手までだれも順位を落とさずに全市町村のトップでゴールし、3年ぶり7回目の総合優勝を飾りました。私もテレビの前で応援しておりました。選手の皆

さん、金澤監督、スタッフの皆さん、本当におめでとうございます。まさに世代交代をテーマに掲げ練習に練習を積み重ね、郷土むつ市の名誉を背負った選手関係者の皆さんの和と心が一丸となって勝ち取った勝利だと思います。本当にすばらしいチームワークと感動をいただき、ありがとうございました。炎天下のもと、本当にご苦労さまでございました。

さて、むつ市議会第205回定例会に当たり、当市の諸問題について、通告の順に従いましてお伺いしたいと存じます。市長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、高齢者の所在不明問題についてお伺いいたします。7月30日、東京都足立区で111歳で存命とされていた男性が自宅でミイラ化した遺体で見つかったことが高齢者不明問題の発端となったのであります。不明とされているお年寄りとは、その経緯から、大きく3つのケースに分けることができると言われております。

1として、高齢者が存命していると自治体は認識しているが、実際は死亡していたり行方不明だったりしたケース、2として、行方不明を自治体は認識していたが、住民票の修正を怠っていたケース、3として、家族が警察に捜索願を出すなどしていたが、自治体がそれを把握していなかったケースの3パターンに分類されるのであります。足立区のケースは1のケースであり、後日杉並区で113歳の女性の所在がわからないケースも1であります。足立区、杉並区、両区は住民登録されていることを根拠に、その場所に居住していると認識しておったわけでございます。この2件をきっかけに全国の自治体でお年寄りの所在確認が始まったのであります。そこで判明した多くが2のケースであり、行方不明を自治体が認識していたが、住民票の修正を怠っていたケースであります。八王子市の102歳男性の場合は、市が所在不明を

知ったのは3年前の8月でありました。100歳のお祝いの品を渡すため市職員が訪問した際、家族から不在を知らされ、警察に連絡するよう勧めましたが、捜索願や失踪宣告の手続はなされないまま、市もその後詳しい聞き取りや住民票の修正をしなかったわけでございます。家族は手続をしなかった理由を「帰ってくるところがないとかわいそうだから」と説明したと伝えられております。

一方、3のケースの家族は、警察に捜索願を出すなどしていたが、自治体がそれを把握していなかったケースも出てきております。

奈良市の所在不明の100歳の女性の場合は、30年前に行方不明になった際、家族が警察に捜索願を出しておりましたが、市が気づいたのはことしの5月でありました。100歳のお祝いの品を渡そうと電話したときだと言われております。女性には、1975年6月から国民年金が支給され、本人名義の口座に入金されておったということです。そこで、住民台帳と居住実態の食い違いがなぜ起こることになるのか、つまり台帳のもととなる住民票の記載内容の変更は、あくまで本人や家族ら代理人による申請が原則だと言われております。申請がないまま記載がある場所にその人が住んでいないことがわかった場合に、各自治体の判断で住民票を削除する職権削除ができると言われておりますが、今回問題となった所在不明の高齢者の多くは、こうした削除の手続から漏れていた人が多いと言われております。

総務省住民制度課によると、2009年度に職権で削除したのは5万9,019件あり、国籍の喪失など、特殊な事情で削除するケースもあるが、多くは各自治体による調査で所在が判明したもので、住民登録の場所が空き地になっていたようなケースだと言われております。都道府県では、東京都が1万7,342件で最も多く、次いで大阪府の6,138件、埼玉県は5,047件となっている。一方で福井県は

55件、島根県は60件と少ないのであります。人口移動が多い大都市圏ほど住民基本台帳と実態が食い違うことが多いことがわかるのであります。ただし、住民票を削除したとしても、それはその自治体の基本台帳上の食い違いが解消されたに過ぎず、不明者がその先どうなったのかという問題の解決にはならないと言われております。

警察庁によりますと、2009年度に全国の警察が届け出を受けた身元不明遺体は1,135人、過去10年は毎年1,400人から1,000人程度で推移しているのが現状でございます。後日身元が判明するケースは15%程度と言われておりますが、身元不明遺体の捜査書類は2009年時点で1万6,765人分に上ると言われております。大きな社会問題に発展するのではないかと懸念されております。

そこでお伺いいたします。本市における高齢者の所在不明問題の現状について、またその取り組みと対応についてお伺いいたします。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。各地で相次ぐ子供への虐待事件が発生しております。中でも去る7月30日午後1時27分、大阪市消防局指令情報センターに大阪府警本部から通報が入った。約10分後、大阪市西区南堀1丁目マンションに消防車、救急車、計6台が到着し、レスキュー隊員2人は3階の1室に、はしごをかけてベランダに入りました。カップめんの容器、ジュースのパック、スナック菓子の袋、足はごみに埋まった。真っ暗な室内のため、懐中電灯で照らすと、全裸の幼児2人が寄り添うように倒れ、一部がミイラ化しておりました。2人の遺体は死後1カ月半ほど経過していたと見られております。「30年以上警察官をしているが、最悪の現場だ」とある捜査幹部は涙を浮かべて語っております。冷蔵庫は空、玄関や台所に通ずるドアには固定された跡があり、壁には子供の手の跡が残っておったと述べております。別の捜査員は、部屋に入ると、う

っと声を上げそうになるほどの悪臭が鼻をつき、思わず部屋を出てしまったと述べられております。

前述いたしました、まことに痛ましく、おぞましい事件でございます。やるせなく憤りさえ感じる次第でございます。母親である下村早苗23歳容疑者を大阪府警は死体遺棄容疑で逮捕、8月10日に殺人容疑で再逮捕したのであります。「子育てに悩み、すべてから逃げ出したかった」、下村容疑者は大阪府警の調べに供述しております。名古屋から大阪に移り住み、風俗店に勤め始めたことし1月から育児放棄をエスカレートさせ、4月以降は2人をふろに入れることも、おむつをかえることもなかったと言われております。ジュース4本とおにぎり4つ、パン、ケーキ2つ、6月9日、1週間ぶりに部屋に戻った下村容疑者が、母親の帰りを待ちこがれていた2人に与えた最後の食事だと言われております。一体どのような心境だったのかわかりません。

この事件を重く見た厚生労働省では、8月26日、全国児童相談所の所長を集め、大阪市の2児虐待死事件を教訓に、虐待が疑われる児童の安全確認を徹底することを確認しております。長妻昭厚労相は、強制介入する臨検制度の活用を念頭に、任意の立入調査が必要なら適切な時期に実施してほしいと話し、初期段階での積極的介入を求めたと報道されております。このような事件が二度と起こることのないよう祈るばかりであります。

そこでお伺いいたしたいと思っております。本市における児童虐待の現状について、またその取り組み及び対応についてお伺いいたしたいと思っております。

以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の福祉行政についての第1点目、高齢者の所在不明問題について、本市の現状及び本市の取り組みと対応についてにお答えいたします。

まず、本市における高齢者の状況を申し上げますと、65歳以上の高齢者は、7月31日現在で65歳から74歳までの前期高齢者が7,957人、75歳以上の後期高齢者が7,716人で、合計1万5,673人となっております。ちなみに高齢化率は24.4%となっております。さらに、100歳以上の高齢者につきましては、8月4日現在で今年度中に100歳を迎える方を含めまして35人おり、参考までに申し上げますと、むつ市における100歳以上の方の所在確認ということになりますと、まず100歳の顕彰時に同居のご家族や施設職員の立ち会いのもとでご本人と面会いたしております。また、8月4日時点で介護保険サービスの介護報酬明細書の審査過程において再度確認調査をいたしております。その結果においても、ほとんどの方が施設入所や住宅において介護サービスを利用しておりますので、利用実績からも確認することができております。つまり介護サービスを利用することにより定期的に直接処遇するホームヘルパーや介護支援専門員等の介護従事者がご本人と面談することになりますので、より確実な所在確認と言えるのではなからうかと存じます。

また、介護サービスを利用していない自立した100歳の方1名につきましては、6月の顕彰時点で直接面会しておりますし、その後もご本人のご家族から健在の事実を確認しております。したがって、むつ市における100歳以上の方の所在確認については、全く問題がないものと考えております。

次に、100歳未満の方の所在確認について申し上げます。現在のところ高齢者全体の所在確認に

つながる事業というものはございませんが、福祉事業の基礎的な数字の把握という観点から、これまではひとり暮らしの高齢者調査を例年12月から1月にかけて民生委員の方々のご協力を得て実施しているところであり、他に高齢者の安否確認につながる事業といたしましては、高齢者のみの世帯において支援が必要になった方に対する軽度生活援助ホームヘルプサービス事業や介護認定を受けられた方に対する介護保険サービスの利用促進あるいは災害時要援護者登録事業等を実施しております。ほかにも介護認定を受けていない方々を対象として実施している高齢者実態把握事業等からも高齢者の把握に努めておりますが、高齢者全体の所在確認とはなっていない現状にあります。

いずれにいたしましても、現段階では全高齢者の所在確認が可能となる事業構成にはなっておりませんが、仮に全高齢者の所在確認、つまりは高齢者本人との対面を定期的に行うとなれば、ご本人やご家族の了解はもとより、相当の労力を要する人海戦術となり、合理的かつ効率的な行政手法となり得ないことから、決定的な対策は困難であり、従前どおり各地域の民生委員を核とする地域ぐるみの見守りやネットワークに依存するより手だてがないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童虐待についてのご質問にお答えいたします。私の公約の一つでもあります「こどもは地域のたからもの」は、まさしく地域全体で取り組むべき課題であると認識しております。このことから、子育て家庭の支援については地域で支えていくことが最も大切であり、地域の子供は地域で育てるという理念を一層深めつつ、一定の取り組みが図られているものと考えております。

なお、本市の現状について、本市の取り組み及び対応については、担当部長から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 児童虐待について、市長答弁に補足説明させていただきます。

ご質問の第1点目、本市の現状についてですが、本市における虐待相談件数につきましては、平成21年度は46件で、前年度の18件から激増となっております。相談内容では、育児放棄20件、心理的虐待18件、身体的虐待6件、性的虐待2件となっております。また、相談への対応として助言指導38件、継続指導6件、児童福祉司指導1件、児童福祉施設等1件となっております。なお、児童虐待については、本市を所管する児童相談所において相談処理された件数となっております。

次に、第2点目、本市の取り組み及び対応についてのご質問ですが、児童家庭相談、虐待の通告があった場合など、国において市町村児童家庭相談援助指針が平成17年2月に示されております。この指針により児童相談所と市町村の役割分担、連携の基本的考え方として、市町村自ら対応を考えられる比較的軽微なケースについては市町村を中心に対応することとし、児童相談所については市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、市町村で対応が困難なケースについて立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所を児童相談所のみ行使できる手段を活用しつつ、子供や保護者への専門的な支援を行うこととしております。この考え方を基本としながら、役割分担、連携の具体的なあり方について、児童相談所と市町村が十分調整を図り、児童家庭相談への対応をし、万全を期すことが必要とされているところであります。

本市におきましては、この国の考え方を踏まえ、本市を管轄とする児童相談所との役割分担を図り、虐待が発生していないが、今後発生することが予想されるケースや、以前虐待の事実があったが、現在はその様子が比較的落ちついているケー

スなど、関係機関が連携して見守りを行っていく場合には、市が中心となってかかわっていくこととしております。

一方、児童の生命に危険が及ぶような緊急を要する場合や、保護者が外部からの接触を拒むなど長期にわたって児童の安否確認ができないなど、市として対応が困難な場合につきましては、児童相談所へケースを送致し、一時保護や施設入所等の措置を講じていただくこととしております。

次に、虐待ケースの取り組み状況についてですが、本市におきましては、平成19年3月に関係機関の連携強化、さらには地域一体となった見守り強化のため、児童相談所、幼稚園、保育園、小・中学校、医師会、警察等の関係機関のほか、民生委員、主任児童委員などの地域の方々とのネットワークを構築し、連携して対応していくためのむつ市要保護児童対策地域協議会を設置しております。同協議会におきましては、事務局である保健福祉部児童家庭課を調整機関とし、多様な虐待ケースに対応できるよう庁内関係課、外部の団体と連携して対応する体制を構築しており、ケースの状況が悪化した場合など、各関係機関の方々のご参集を願い、状況検討、対応策の検討を行う個別ケース検討会議を随時開催し、虐待ケースをフォローしながら地域における虐待ケースの見守りを行っているところであります。

8月末現在個別ケース検討会議を随時行っているケースは3件となっております。また、虐待が起こる原因に核家族化に伴う子育ての不安や困難があります。子育てをする親を支えていくことが求められており、家族の孤立化を防ぎ、親の育児力を高め、児童虐待の未然の防止へとつなげるためにも子育て家庭を支援する施策を積極的に推進していく必要があると考えております。

当市といたしましては、市内3カ所に子育て支援センターの整備を行い、地域全体で子育てを支

援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安についての積極的指導、子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っております。また、平成21年度から実施しております「こんにちは赤ちゃん事業」があります。妊娠期間から出産後までの母親は最も孤立しやすい時期と言われておりますことから、生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師や看護師が訪問して、出産後のお母さんからさまざまな不安や悩みを聞き、アドバイスや子育て支援に関する地域の情報を提供するなどして、子育て家庭のサポートを行っております。

さらに、地域住民が児童虐待対策に意識を向けやすいように、ホームページや広報紙により虐待を受けたと思われる子供を発見した場合には速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子供や保護者の支援につながることをこれまで以上に積極的に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（新谷 功） ご答弁ありがとうございます。

実は、高齢者の所在不明問題は、先ほど壇上からも申しましたが、足立区の111歳の加藤宗現さんの事件が発端になったわけでございまして、本当にその後次から次へ戸籍あるいは住民票の中から坂本龍馬より3歳上の人が生きておったとか、それから西郷隆盛さんよりも年上の人が生きておったとか、いろんな問題が出てきました。

このことについて少し勉強させてもらったのですけれども、私は戸籍があつて住民票がない、これが行政にどのような影響を与えるのかなと、こう思っているいろいろ聞いたり調べたりしたところ、余り行政に対しては何も影響がないわけでは

う、これ。これそういうふうな意味で安心したのですけれども。

それにしても、こういう問題が発生したのであれば、やっぱり戸籍、残念ながら戸籍の削除は家族とかそういう関係者が申し入れしなければ削除できないと、こうなっておるそうなので、なかなか難しいのでしょうかけれども、今この問題が起きて政府のほうでもいろいろ法的に法務局等々との協議をして、将来はこれは削除ということになるかと、このように思っているわけでございます。

ところで、むつ市の現状はと、本市の現状はどうなのだと、こういうことで、今市長が65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者が7,957人だと。それで、75歳以上の後期高齢者は7,716人で、合わせて1万5,673人むつ市の現状、パーセントでいけば高齢化率ですか、24.4%と、こういうことで報告を受けました。そこで、しからは100歳以上はどうかと、こうなったところ、市長は100歳以上も何ら全く問題がないと、このようなことで、大変結構なことだなど、このように思っておるわけでございます。

そこで1点、高齢者の所在不明問題についてお尋ねしたいのですけれども、今の足立区の件で問題になったのは、年金をもらっておると。亡くなっていたにもかかわらず年金を受給していたというのが問題になったのですね、大きくクローズアップされたと、このようになっておるけれども、本市の場合は年金の不正受給ですか、それがあのかないのか教えていただきたいと思えます。

また、今の児童の虐待については、壇上からも申し上げましたが、実はこういう痛ましい事故が発生して、8月26日に長妻厚生労働大臣が全国の児童相談所の所長を集めて会議を開いて、今の法律、本当は今すべて個人情報、これが何の場合でもネックになっている場合があるのですけれども、児童虐待の場合においても、本当は児童虐待

防止法等々を見れば、市民でもどなたでも通報すれば、その罪は問われない、いろんなことでそういう児童虐待法も改めて見させてもらったけれども、その中でも結局地方自治体の長等が、勝手に入ることできないと、いろんなそういう問題があるし、個人情報のことが大きな壁になっている場合が多いのです。そこで、今8月26日に長妻厚生労働大臣がこの事態を重く見て、児童相談所の所長を集めて会議をしたと、こういうことになっておるけれども、保健福祉部長、この点について、もしわかっていれば教えていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 高齢者の年金の不正受給はあるのかないかとのご質問にお答えいたします。

当市の国民年金に関する事務につきましては、法定受託事務でありますので、保険料の減免申請や各種届け出等の窓口業務を行っております。それ以外の保険料の徴収事務や年金の支給決定、または年金受給者に対する支払い等につきましては、現在日本年金機構が行っております。日本年金機構では現況届や住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、年金受給者の現況を確認したうえで年金の支払いを行っております。このことから、日本年金機構の出先機関となっておりますむつ年金事務所に確認したところ、本市においては不正受給はありませんとの回答をいただいております。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 児童相談所の所長さんを集めて会議をしたという内容でございますけれども、まず児童相談所の職員は安全確認を徹底してほしいということでございます。それで、その通報があった段階から48時間以内に目視しなさいと、必ず目で子供の安全を確認することが必要

だということが、それは前にあるのですけれども、その再確認ということでまた出ております。それから、各自治体では必ず確認をするということをお願いしたいということの内容でございました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（新谷 功） ご答弁ありがとうございます。年金の不正受給はないと、大変結構なことだと思います。

それから、もう一つは、長妻厚生労働大臣は48時間以内に目視なさいと、今まで以上に十分気をつけて、そういう弱者を救いなさいということだと、このように思っております。そこで、今の高齢者の所在不明なのですけれども、この点について今後の、先ほどむつ市の場合は65歳から75歳まで1万五千何人おりましたよね。今後この所在不明についてはどのような確認法といいますか、安否確認の方法を考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

また、今の児童の虐待のほうに関しましては、いろんなネットワーク、先ほど福祉部長の答弁ではいろんな児童委員とか民生委員、医者とか警察官、あらゆるネットワーク構築されているわけで、これは安心だなと、こう思っておりましたけれども、どんないい組織をつくっても、機能しなければ、これはその力を発揮できないと、こう思うのですけれども、その辺の機能するためにどのようなことを考えているかを伺っておきたいと思います。

とりあえずは、この2点お聞きしておきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今後の高齢者の所在確認方法というふうなお尋ねでございますけれども、高齢者をどこで区切って、65歳以上が一応高齢者で

ございますけれども、ではどこの段階で、何歳で確認するのか、その確認をする目的は何なのか。つまりこれは高齢者の健康状態、生活状況、こういうふうなのを把握するための安否確認なのか、また犯罪予防なのか、さまざまな非常に難しい場面があるわけでございます。そしてまた、65歳以上ですと1万5,000人を超えるというふうな膨大な人口になっているわけでございますので、その範囲の設定の問題、こういうふうなものも非常に難しいところがあります。そしてまた確認の周期、これを何年ごとにやるのか、半年ごとにやるのか、1年ごとにやるのか、2年ごと健康だからと、そういうふうな感じ、非常にこれは難しい大きなテーマであろうと思うのです。ただ、手前どもとしては、まず100歳の段階で、今報道をにぎわせておりますその100歳、何か西郷隆盛さんと同じくらいの年齢の方がいるとか、そういう方が存在すると、書面上は存在するというふうなこと、そういうふうなところは、100歳以上の方はすべて確認をさせていただいております。それを今年年齢を下げてくると非常に大きな問題、そしてまた壇上でもお答えいたしましたけれども、人海戦術というふうな、そういう形になってくるわけでございますので、その部分においては、地域のコミュニティーの中でしっかりとまた民生委員、ボランティアの活動で非常にご協力をいただいているわけなのですけれども、民生委員とか町内会の方々、またこの地域はまだ都会と違って親戚づき合い、そういうふうな非常にきずなの深い部分、太い部分があります。都市化の進んでいるところもありますけれども、なるべくそういうふうなところにおいては心のきずな、そういう都市化の進まないような行政施策を施して、そのきずな、連携の深さを大いに利用と言うとあれなのですけれども、使って、65歳以上をしっかりと把握をするような体制を検討していかなければいけない。そういう

ふうな部分で、ただお一人お一人ずつの確認というのは非常に大変な事案になってくるということであろうと思いますので、非常に困難であろうというふうなことにとどめさせていただきすけれども、その困難を乗り越えるためには、地域のきずなづくり、横の連携、そういうふうなところが必要になってくると認識をいたしておりますので、その部分でご理解をいただければなと、このように思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 先ほどお話ししましたむつ市要保護児童対策地域協議会というものがありますけれども、それで個別検討ケースというのがありまして、その個別検討会議を重要視しまして、その関係団体等にすぐ参集していただきまして、その内容を話し合いまして、それを児童相談所のほうに通知するとか、そういったケースを取り扱う個別検討会議が特にこのごろは多くなっているということで、先ほど申し上げましたとおり、今現在扱っているケースが3件あるということでございます。ですから、個別検討会議が重要な役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（新谷 功） ありがとうございます。

高齢者の行方不明問題の最後になろうかと思えますけれども、高齢者の不明問題とは直接関係があるのかないか、ちょっと迷いましたけれども、例えば生活保護をもらっておる家庭あるいは人等が亡くなった場合、その取り扱いと言え、これはちょっと言葉がふさわしくないのがありますけれども、ひとり暮らしあるいは生活扶助をもらっておった方が亡くなった場合の措置、どのようにしているか教えてもらえれば助かります。実は、

高齢者問題、たまたま「ウィークしもきた」に高齢者の行方不明問題として、前の市の助役である二本柳雅史さんがちょっと論点で載せておったのです。彼がいわくには、40年ぐらい前に……載っておったけれども、時間があれですか。それ1点お願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 本市の被生活保護者が死亡した場合の取り扱いということでございますけれども、現状につきましてお話しいたしますと、平成21年度においては被保護者が死亡したケースが60人おります。60人のうち48人の方が遺族によって遺体を引き取られておるということでございます。それから、あと12人の方につきましては、遺体の引き取りができなかったということで、葬祭をこちらのほうでお願いして行っております。そのうち7人の方につきましては、遺骨の引き取りもなされないまま、今むつ市の墓地公園の無縁の物故者慰霊塔のほうに納骨をされているという状況でございます。

以上であります。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（新谷 功） ありがとうございます。これをもって質問を終わらせていただきます。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村川壽司議員

○議長（村中徹也） 次は、村川壽司議員の登壇を

求めます。24番村川壽司議員。

(24番 村川壽司議員登壇)

○24番(村川壽司) むつ未来会派の村川壽司です。先ほど岡崎議員、新谷功議員から先般の県民駅伝に関しての選手たちの頑張りのお言葉をいただき、大変ありがとうございました。私からも一言お礼を述べさせていただきます。

先日9月5日に実施されました第18回青森県民駅伝競走大会におきまして、むつ市チームは3年ぶりに優勝旗を持ち帰ることができ、7度目の総合優勝を果たすことができました。これもひとえにむつ市長、議員の皆様方を初めむつ市民6万5,000人余りの皆様の絶大なる応援のおかげで勝ち得たものと感謝しております。関係者の一人として厚くお礼申し上げます。また、さらにこのすばらしい感動を与えてくれた選手諸君に改めて敬意を表したいと思えます。

この県民駅伝の優勝のみならず、他のスポーツ種目にもむつ市は優秀なスポーツ選手を多く輩出しており、県代表並びに全国大会を目指して他地域に負けないレベルの高いスポーツ団体が数多くあります。市民の皆様方の心強い応援を支えに頑張っておりますので、今後もさらに応援よろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入ります。第1番目は、むつ市総合体育館の建設の礎を願ってと題して質問させていただきます。先日三沢市が国際交流を図って総合体育館を建設することが決定されたと新聞紙上に報道されておりました。先を越されたなと一瞬がっかりしました。と同時に、むつ市にも総合体育館の建設を一日でも早く着工できないものかとの思いをさらに強くいたしました。

しもきた克雪ドーム建設によって数年来冬場のトレーニングが功を奏し、外のスポーツ種目への効果も実績として目に見えて上がってきております。また、高齢者の間で人気のあるニュースポ-

ツの利用も盛んに行われているようです。それに対し、むつ市民体育館の利用は、体育館の規格には適正でないため、練習強化に苦心しているようです。さらに、他村の体育館の利用も借り入れに厳しさが出てきて苦勞しているようです。むつ市に総合体育館が完成すれば、トップレベルの大会も開催できるし、その試合を市民がじかに観戦することができ、各地域の選手団はもちろん、応援団も駆けつけ、むつ市に人が集まります。それがむつ市の経済並びに観光事業の活性化に大いにつながります。つまり体育館の建設はただの箱物ではなく、むつ市の人と経済、観光事業に投資する生き物ということです。ただの夢、希望だけではなく、実現できるものとしての着工計画を近日中に掲げ、その礎を刻んでほしいと切に願っております。

次に、閉校になった校舎の再利用について質問いたします。まずは、角違小中学校ですが、校舎は木造で、木のぬくもりがあり、日ごろの手ぶきの掃除で中の廊下はびかびか光輝き、若干手直しすれば介護施設として十分使えると思えます。外には立派な庭園があり、のんびりと散歩や草花の手入れなどして気分よく過ごせると思えます。入り口のところは道路事情により少し狭くなっており、大型車は通行に不便を感じるかもしれませんが、一工夫してみてもいいでしょうか。高齢者が自宅以外の場所で地域の人たちと日中でも語り合い、一緒に時を過ごせることは長生きの秘訣ではないでしょうか。

もう一校は桜川小学校です。当初閉校に当たって学術部門の分野に利用し、弘前大学と提携して研究機関にするとの話でしたが、数回利用されただけで弘前大学と文部科学省との連絡がうまくいかずに、今は全く利用されていないということです。さらに、校舎にはポンプで水をくみ上げ、その水を利用していたそうですが、そのポンプも現

在故障しているのです、水も使えないとのことで、まことに残念です。教育の先端に行くはずだった施設が一、二年で消えてしまうということがあっていいものでしょうか。そのスタートから今日までのいきさつを詳しく教えてほしいものです。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村川壽司議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問のむつ市総合体育館建設の礎を願って室内競技種目の強化、県並びに東北地区大会規模の大会開催ができることによる経済効果、観光事業の活性化につながることから、広い総合体育館の建設の考えはあるかとのご質問と受けとめさせていただきました。

現在むつ市に体育館が3棟あります。昭和44年建設の大畑体育館、昭和51年建設のむつ市民体育館、昭和63年建設の川内体育館、それぞれがバレーボールコート2面とありますが、公式試合ができる広さではなく、2面分のコートが設置できる程度であります。平成12年7月に教育委員会より新しい運動公園拡張整備計画基本方針が提出されており、その中にメインアリーナ、サブアリーナを有した総合体育館の要望がなされておりましたが、平成17年の4市町村の合併に際し、体育施設建設計画が合併協議において再編となりましたことから、市内4地区の体育施設をバランスよくそれぞれの特徴を生かしながら、市民のニーズこたえる総合プランが必要となるものであります。

平成20年3月に策定いたしましたむつ市長期総合計画において、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の基本方針の施策内容として、生涯を通して身近にスポーツ、レクリエーションに親しむことができるよう関係団体に対する支援、スポーツ指導者の養成、各種スポーツ教室の

開催及び総合体育館等の施設の整備充実などに努め、これらをもってスポーツ、レクリエーション活動の充実を図るものとしております。したがって、総合体育館等施設の整備充実の考えは持っております。

総合型体育館の建設は、他市の例を見ますと、多額の財政支出が伴いますので、確実な財政基盤を確立したうえで市全体の体育施設の整備基本計画を策定していくものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、閉校になった校舎の再利用についての手直ししてデイサービスの介護福祉施設として整備し、地域のお年寄りに開放してはどうかについてお答えいたします。ご質問の趣旨は、平成20年3月に閉校となった角違小中学校の再利用ということですが、同校は黒光りのする長い廊下が特徴で、しかも高台にあることから、目の前に広がる陸奥湾と公園の雰囲気漂わせる風景がすばらしいロケーションとなっているものであります。

介護保険施設のデイサービスの利用としてのご提案ですが、まずその環境や設備的なものを検討してみますと、デイサービスという性格上、利用者に対する車両での送迎が不可欠なものであります。国道から校舎へのアクセス道がかなりの距離で、ほぼ一直線となっており、車両のすれ違いが難しい状況にあります。また、車両の方向転換を行う場所が手狭でもあり、加えて高齢者が利用するデイサービス施設としては車両をおりた後の校舎への出入り口が距離は短いですが、階段となっており、さらには校舎としてもかなり老朽化の進んでいる部分がありますので、仮に介護保険施設以外の単なる高齢者向けの施設として開放するとしても、相当の改修工事が必要と思われまます。

また、これらの工事を行ったうえで介護保険施

設のデイサービスを実施したいという事業者があったといたしましても、介護保険施設としては入浴施設、そのほか食堂、休憩室等々や防火安全設備についても考える必要があります。さらに、最近のデイサービスは付加サービス提供型とでも申しましょうか、カラオケや娯楽室等の附帯設備がある場合が多く、経営的なことも考慮いたしますと、新規の施設としてはこれらを備えることになろうかと存じます。したがって、現状の校舎をそのまま利用してのデイサービスは現実的には困難ではなかろうかと推察されます。

また、現状での市内のデイサービス事業所の利用率を申し述べますと、13事業所あるうちで20%弱が1施設、70%以上が3施設、そのほかは50%から60%台の利用率がほとんどでありまして、市内全体のサービス提供状況としては過剰な状況にあると言えます。したがって、新規の参入となりますと、既存の施設への影響が大きく、しかも角違地区での単独の施設ということを考えますと、周辺のニーズ状況にもよりますが、経営難に陥る可能性が大きいと判断せざるを得ないものでありまして、介護保険事業計画としても新規の導入は組み込みがたい状況にあると思われまので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、桜川小学校につきましても、通告がなされておられませんというふうに受けとめております。後ほどまた自席に戻りまして、ご発言等がございましたら、角違小中学校との関連の中でお尋ねがございましたら、できるだけ範囲になりますけれども、答弁はさせていただきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） では、順番をちょっと逆にして再質問させていただきます。

実は、桜川小学校について、ヒアリングのとき、桜川小学校は今どうなっているのですかと、当初

閉校するときは一応学術を中心としたセンターみたいにし、弘前大学と連携して教育の研究に進めていくということで閉校なされたと思います。その後について、当時の校長先生にお話を聞いてみたところ、3回か4回くらいしか使われていないと、そして実際学校を訪問してみたら、玄関には確かに使用された跡がありました。それは、昨年小・中学校の先生方の免許更新のための研修会等に使われ、そのときももう水が出ない学校というか、水道が全然だめだというようなことで、その後ほとんど使われていないということで、これは介護のほうよりも、逆に教育のほうかなというふうに考え直して質問事項に切りかえて入れました。

それで、実際桜川小学校もすばらしい学校、ホテルみたいな学校ですけれども、閉校前も水道がなく、ポンプで水を揚げておったということで、ちょこちょこ故障しては生徒が水飲めなかったという実態があったそうです。そして、今現在またそのポンプが故障して使えないでいるという実態もわかりましたので、あえてきょうその話をいたしました。

また、きのう、おとといの新聞には会計検査院が文部科学省に廃校や休校となった全国の公立小・中学校のうち216校の施設が有効活用されていないという指摘がされ、文部科学省がおしかりを受けているというのが新聞に載っておりました。そういう点で、恐らくこの通達も入っているのではないかなと、それも考え、お聞きしたいと、そう思ひまして、一応質問として提案しました。そういう点で、そのいきさつ等について後ほど説明していただければと思います。

それから、角違小中学校のほうですけれども、あそこは校舎もすばらしいし、市長のご答弁で中の状態わかりましたけれども、私も退職後何回か陸上の指導で角違の学校を訪問してまして、学

校の中も見せてもらい、そしてその周りの庭園と言うべき庭も見せていただきました。その庭も拝見してきました。そうしたら、その庭の中に工藤石松先生像という銅像がありました。校長先生で、後の大湊町の助役さんをやった方というのが銅像の裏に書かれておりました。さらには、角違中学校創立35周年桜30本というのが昭和57年に植えられた、そういうのもありまして、これは非常に、今はもう草ぼうぼうで、本当に探さないと見つけれないような状態です。本当に手入れしてほしいものだなと思っておりましたが。そういうすばらしいものも残っておるし、その他美しい花も、それから木も逆に埋まっているような感じでおりましたので、いや、これは何とかならないかと、そういう感じで受けとめて帰ってきました。

まず桜川小学校の件、それから校舎がだめであってもその庭園、我々の先輩でありますそういうすばらしい先生の像、それもその彫刻、掘った方は、古藤先生ですか、ということで、昭和28年の9月26日に建立されております。そういうのを見て、非常に何か寂しいなという感じがしてまいりました。ということで、まずこの2点についてご答弁を伺えればと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 角違小中学校と桜川小学校、この部分のお尋ねでございますけれども、桜川小学校は先ほど壇上でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、私このヒアリングを受ける際に、特定した学校かというふうなことでお話を聞いたところ、角違小中学校というふうな限定の中でご意見を賜ると、ご質問を賜るというふうなことでございました。ですので、桜川小学校につきましては、ご意見としてお聞かせいただくということにとどめさせていただきまして、角違小中学校のほうの部分についてお答えをさせていただきたいと。また、さまざまな形の中で桜川小学校、

また角違小中学校も施設として現前としてあるわけですから、その廃校利用というふうな幅広い話の中にとどめさせていただきたいと思います。

角違小中学校は、今村川議員お話しのとおり、前に石像もありまして、私も拝見をしたことがあります。そして、あの地域の非常に歴史のある校舎であるし、またそのロケーションもすばらしいというふうなことで私も認識はしております。この部分において、まだ教育財産でありますので、教育委員会のほうで、例えばその部分において手を加えることがいいのか、それとも今草ぼうぼうというふうなお話があったので、そういうふうなところを整備して、地域の方々の思い出の場所というふうな形の中で活用できるのか、そういうふうなところもこれから研究をさせていただきたいと思います。ただ、それを角違小中学校デイスターサービスとかと、こういうふうな形での介護施設というふうなことは、先ほど壇上でお話ししましたように、なかなかこれは困難であるということとは申し添えさせていただきますけれども、市内各地に廃校というふうな形の中で小・中学校統合いたしましたので、そういうふうなところも点在をしているわけでございます。総合的な中で、よく検討していかなければいけません。

また、私に直接の話でありましたけれども、これ限定をいたしませんけれども、ここでは特定をいたしませんけれども、その廃校舎を利用してNPO法人が何かを仕掛けたいとかというふうなお話は、この議場、古いほうの議場ですけれども、そういうふうなご提言もございました。また、私に直接廃校を利用して何か仕掛けてみたいというふうなお話も現にありましたので、そういうふうなことの可能性もこれから求めていく必要があると。まだ教育財産でございますので、それを行政財産に移しかえて、さまざまな形で廃校利用について研究を重ねていかなければならないとい

うふうな思いを持っているということにとどめさせていただきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） 1番のほうに戻ります。ここ二、三年、教育施設の新築、また耐震補強工事等で予算が相当使われて、さらに体育施設でも陸上競技場が改修され、あしたから中体連が始まるので、子供たちも待ち遠しくしておろうかと思えます。そういう中で総合体育館の希望が若干見えてきたような感じはするのですけれども、大体のめどというのはやはりまだつきませんでしょうか。よろしく願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この総合体育館につきましては、現在の旧市役所の前の体育館、老朽化していることも認識をしておりますし、また予算等々では反対をいただいている議員からも早く体育館をというふうなことのご提言もあることも重々承知しています。やはりこの体育館は、総合体育館として整備基本計画、これをしっかり策定して、そして財政状況を見ながら取り組まなければいけないと。また、ロケーションの問題もありますし、さまざまなことでのそういうふうなことで、時期がいつということは今の段階ではご勘弁を願いたいと、このように思います。認識だけは強く持っております。また、スポーツ各種団体等から、またさまざまな立場の方々からも、またこの議会の中でもさまざまご提言、ご提案、そしてご意見等は出されているということは強く認識はいたしておりますので、この辺でお許しいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（村川壽司） わかりましたけれども、できるだけ早くしていただければ本当に、場所はとなると、またこれも未定になるわけですが、この前のヒアリング等での話では、旧市役所のあ

たり、またはドームのあたり、運動公園というような話もちろちら出たわけですが、それはもっと時間かけないと答えは出てこないわけですが、建設されることによって四季を問わずドーム、総合体育館がいつも使えと、また大きなゲーム、またはゲーム以外のいろんな行事が催されると。そうすることによって、市民も、また他市町村、他県からもどんどん人が集まり、その周辺にはお店もでき、またそれが固定化して食堂なりレストランなり、そして「むつ市のうまいは日本一」というのがさらにPRされていくのではないかなと、そういう希望もありまして、本当に早くそういう組織会みたいなものができ、そして三沢市みたいにいきなり表面に出てくるのではなく、順を踏んで早く出てきて、そして次は話し合いで建設に向かえるようにしていただければいいなど、そう思いまして、早くその日が来るのを待ちまして、一般質問を終わりたいと、そう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで、村川壽司議員の質問を終わります。

ここで、午後3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。最初に、先般ご逝去なされました故川端澄男議員

のご冥福を心からお祈りいたします。

むつ市議会第205回定例会に当たり一般質問をいたします。

具体的質問項目に入る前に、先月8月27日、経済産業省原子力安全・保安院が原子力発電所から出る使用済み核燃料を中間貯蔵する国内初の施設、使用済み核燃料中間貯蔵施設の工事計画を認可し、着工となりました。この問題で今多くの市民の中からさまざまな意見が寄せられていることにかんがみ、日本共産党むつ市議団として改めてこの点での立場を表明させていただきます。

まず、この使用済み核燃料中間貯蔵施設は、原発から発生した使用済み核燃料を再処理するまでの間、一時的に貯蔵、管理するものとされています。これは、全量再処理の破綻の象徴であります。再処理するとされている六ヶ所再処理工場は、ガラス固化体の段階でトラブルが相次ぎ、本格稼働試験開始から4年5カ月を経過しています。加えて報道によれば、試運転終了時期がさらに2年延期とされました。このように先行きが全く不透明な事態にあります。元日本原燃サービス社長の豊田正敏氏が、六ヶ所再処理工場の濃縮施設、溶融炉とも欠陥商品と発言するなど、事態は深刻です。

私たち日本共産党と市議団は、この使用済み核燃料中間貯蔵施設について、計画時点から永久貯蔵になりかねないことを指摘してきました。トイレなきマンションと言われる原子力政策、いまだもって最終処分地の確保の見通しは立っておらず、地震や火山の多い日本では有効な地層はないとさえ言われています。また、50年後の搬出先と言われる第2再処理工場についても、これから検討するというものであります。まさに搬出先はないも同然であり、永久貯蔵になりかねません。広く国民の理解と安全安心の上に立って、高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決まるか、第2再処理施設の許可がなされる段階まで工事計画の許可

をすべきでなく、今回の認可はただちに取り消すべきである、これが私たちの考えであり、立場であります。

以上のことを表明しつつ、通告に基づいて質問をいたします。

まず1番目に新型インフルエンザの予防対策について伺います。一昨年は8月に入ってから突如として烈風のごとく新型インフルエンザH1N1が発生、猛威を振るいました。国立感染症研究所の感染症発生動向週報によると、発症者数は中高年が少なく小児が多い、しかし一たん発症した場合の重症化率や致死率は中高年が小児を上回ると指摘しています。新型インフルエンザは、一般に症状が軽いと言われているものの、子供たちが感染しやすく、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、糖尿病などの慢性基礎疾患のある人や妊婦、5歳未満の乳幼児は重症化しやすくとされています。そして、死に至る危険性は季節性のインフルエンザよりかなり高いとされています。

昨年国内で11月2日から1週間で推定約153万人が受診、医療体制が混乱し、救急外来で7時間待ちになった地域などがあつたとも言われています。ことしも新型インフルエンザの再発生や感染者が急激にふえた場合を想定して予防対策をとることは行政としての責任であります。

そこで、質問いたします。1点に、中高年を中心に重症者が多発した場合、医療機関との連携も必要になることも考えられますが、医療体制についての対策を伺います。

2点に、昨年の児童・生徒など、学校現場においての実態と、それらを踏まえての対策について伺います。

3点に、ワクチンの備蓄及び生活保護世帯、市民税非課税世帯など、低所得者に対する助成について伺います。

質問の第2は、消防体制であります。まず1点

は、常備消防、川内分署の新築についてであります。昭和44年、川内消防団として設立となり、後広域行政化となって現在に至っております。築41年を経過し、老朽化が著しく、そのうえ隊員の部屋も手狭、薄暗い狭い部屋での訓練など、近代にふさわしい消防施設とほど遠い現状となっております。新築に向けての計画はあるのか、答弁を求めます。

第2点目は、自主防災組織についてお尋ねいたします。この自主防災組織の向上対策につきましては、平成20年9月、むつ市議会第197回定例会でもただしたところであります。火災、災害などの発生時において、初期段階における活動が災害拡大防止の成否をなすとさえ言われており、そのかなめをなすのが地域住民による自主防災組織であることも広く強調されております。管内の組織率の現状と行政機関としての今後の指導、援助の方策方についてあわせて答弁を求めます。

質問の第3は、文化財にかかわって質問いたします。平成17年12月、むつ市議会第186回定例会において、文化財の常設展示を図ることについて質問させていただきました。それは、地域の郷土力を活力とする観点から旧4市町村にある埋蔵文化財、民俗文化財などなど、自らの郷土の文化と遺産に接する機会を与え、誇りあるものとして学校教育や生涯学習に資するべきで、しかも急がれる課題ではないかという趣旨からでありました。今回の趣旨も同じ観点からであります。現在も整理、整備中にある資料もあることは承知しているものの、埋蔵文化財については地域ごとに常設展示できる状況にあるのではないかと考えるものであります。できることから着手されることを求めます。

なお、市町村ごとの施設で有効利用できる施設は各庁舎を含めて有効活用を図ることも含めご答弁を求めます。

以上、市長並びに理事者におかれましては、前向きで誠意ある答弁を求めて壇上からの質問いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、保健対策についてのご質問の第1点目、新型インフルエンザ再流行への予防対策についてであります。本年8月10日に世界保健機関は、今回の新型インフルエンザにおける現在の世界的な流行状況の段階について、ポストパンデミック、世界的大流行後ということだそうです、とする旨を声明し、日本を含め世界的な状況としては、今回のインフルエンザは季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとしております。同時に警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期においてサーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めることを勧告しております。

厚生労働省では、今後の新型インフルエンザ対策について、世界保健機関の勧告や国内における再流行の可能性が続いていることなどを踏まえ、国内における再流行の警戒を怠らず、蔓延予防等に万全を期すため、引き続き必要な医療体制の構築や感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、今回の新型インフルエンザに係るワクチン接種事業を今年度は引き続き応急的に行うこととしております。

また、低所得者に対する費用助成措置についても、引き続き実施するとしております。市では、昨年度と同様に国の助成措置の実施を受けて、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の接種に要する費用を全額助成、市の独自制度として低所得者以外の世帯の接種に対する1,000円の助成を実施する方向で検討しているところであります。

また、感染予防の呼びかけについても、市政だ

より、健康カレンダー、ホームページ、エフエムアジュール等を利用して周知していく予定であります。

次に、ご質問の第2点目、地域、学校における対策についての地域における部分と、ご質問の第3点目、医療機関との連携、ワクチンの確保については担当部長からお答えいたします。

次に、消防体制についてのご質問の第1点目、常備消防川内消防分署の新築についてであります。常備消防に関する消防署、消防分署の建設については、下北地域広域行政事務組合の事業でありますことから、具体的な内容についての答弁は差し控えさせていただきますが、お答えできる範囲で申し上げたいと存じます。

川内消防分署は、昭和44年10月に竣工以来41年を経過し、議員ご指摘のように、かなり老朽化が進んでおりまして、建て替えが必要なことは重々承知しております。現在建設中であります大畑消防署が今月末に完成となりますことから、同じく老朽化が進んでいる消防署及び消防分署もあわせ、具体的な建設年度は明示できませんが、下北地域広域行政事務組合と協議したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自主防災組織率の向上対策についてのご質問であります。国では、地域社会における防火組織の育成が重要であるとして、婦人防火クラブの積極的な結成を図っていくという方針のもと、自治省、現在の総務省消防庁からの通達、通知により婦人防火クラブの結成が推奨され、昭和48年結成の脇野沢地区小沢女子消防協力隊を皮切りに自主防災組織は最盛期には25団体が結成されておりました。現在市には自主防災組織として17団体、団員数263名の婦人防火クラブが結成されておりますが、団体数、団員数とも年々減少しているのが実情でございます。

この減少の主な要因につきましては、団員の高

齢化等によるものであります。今後ますます減少していくものと推察されるところであります。このため市では、地域の防災力を維持強化するため、行く行くは町内会を中心とした自主防災組織の結成を促すべく住民に対する防災研修会等を通じて、その果たす役割の重要性を説明しながら呼びかけており、一部で結成の動きが見られるところでもあります。

今後少子高齢化やひとり暮らし世帯の増加、要援護者等への災害対応を考えた場合、この自主防災組織が初期防災の中心的な役割を担っていくことから、その組織育成を進めてまいる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、文化財については教育委員会よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

保健対策についてのご質問の2点目、学校における新型インフルエンザ再流行対策についてのご質問にお答えいたします。新型インフルエンザにつきましては、昨年度は8月4日から発症者が出現し、小学生1,166人、中学生579人、合わせて1,745人、全児童・生徒数の31.2%が罹患し、学校閉鎖が延べ13校、学年閉鎖が延べ42学年、学級閉鎖が延べ34学級となったところであります。教育委員会では、ただちに市内全小・中学校に消毒液や抗菌スプレー等を配布し、拡大防止を図ったところであり、本年度も流行期前に同様の対策を講じることとしております。

なお、議員ご承知のとおり、近年東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行し、このウイルスが変異して、人から人へ感染する新型が発生する可能性が危惧されておりますことから、むつ保健所やむつ総合病院を初めとする関係機関との情報

交換を密にし、指導助言をいただきながら素早い予防対策と学校医との連携による適切な措置に努める所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、文化財についてのご質問の1点目、展示事業の推進についてであります。現在むつ市には国指定重要文化財であります木造阿弥陀如来坐像、旧大湊水源地水道施設、重要無形民俗文化財の下北の能舞を初め、県指定、市指定文化財合わせて43件の指定文化財があり、またこのほかに埋蔵文化財発掘調査における出土品や民俗資料等約1万3,000点以上がそれぞれの地区に収蔵保管されております。一部は展示公開されておりますものの、常設展示まで至っていない状況となっております。常設展示を行っておりますのは、むつ地区のむつ市文化財収蔵庫と大畑地区の大畑公民館であります。文化財収蔵庫については、その目的が収蔵施設であることから、展示場としてはスペースも狭く難がありますし、大畑公民館についても、公民館の一部に収蔵及び展示しており、展示場としての機能を有していない状況にあります。

教育委員会では、これまで文化財、歴史的資料の散逸を防ぐため、市民に働きかけ、多くの民俗資料等の収集を行ってまいりましたが、これらの整理、分類が手つかずの状態にあったことから、これらを整理、分類すべく今年度各地区に収蔵保管されております民俗資料のデータベース化作業に着手し、平成23年度までに終える予定としております。この作業が終わりますと、どのような形で、どのような施設を利用して展示公開が可能かを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、各施設の有効活用についてであります。常設展示場については、教育委員会としてもその必要性は十分に認識いたして

いるところでありまして、将来的には文化財、歴史資料等の調査研究、市民への学習機会の提供等を目的とした施設の建設を目指したいと考えております。現在は、その下地として学芸員等の専門職員の配置を進めており、これらの中で各地区の常設展示場のあり方、文化財等の公開のあり方等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 工藤議員ご質問の第2点目、地域における対策の部分についてお答えいたします。

季節性インフルエンザと同様に外出に当たっては人込みをなるべく避けるとともに、帰宅時には手洗い、うがいをし、せき等の症状のある方はせきエチケットの徹底、外出時のマスク着用を励行していただくよう周知し、感染の予防及び感染拡大の防止に努めていくことが肝要であると考えております。

次に、ご質問の3点目、医療機関との連携、ワクチンの確保についてであります。市内の医療機関と新型インフルエンザに関する情報を共有しながら、互いに連携を密にし、ワクチンの接種体制の構築に万全を期したいと考えております。

また、今年度の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンの3つの株を混合した3価ワクチンが製造される予定であり、その製造予定量は最大で2,900万本、回数で約5,800万回分程度となる見込みで、接種希望者には十分対応が可能であると見込まれております。

なお、昨年度は確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであったことから、優先的に接種する対象者を定めておりましたが、今年度は供給量が十分であることから、優先順位は定めないこととしております。

で、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） インフルエンザの予防対策について再質問させていただきます。

このインフルエンザの流行による感染拡大によっては、学年、学校閉鎖の措置は当然あると思うのですが、その影響による高校入試、そういう対策、そういうものはどのように考えておられますか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） インフルエンザ流行にかかわって学級閉鎖、学年閉鎖、そして学校閉鎖という措置を講じた学校におきましては、高校入試対策等のために冬季休業中に生徒を出校させて補充をしたというようなことが昨年度ございましたので、今年度におきましても、そのようなこと等利用しまして、生徒の指導に当たってほしいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 学校は、閉鎖の基準だとか、そういうものはそれはそれなりにちゃんと設けられているとは思いのだけれども、障害者施設だとか介護施設、これについて閉鎖をする場合はどのような基準で閉鎖するのかお聞かせ願いたいと思います。それともそういう施設については、自主判断に任せるのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

そして、そういう施設に閉鎖を要請する場合、体制的な補償というものはあるものなのかどうか、この点についてもご見解をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 障害者施設等についての判断でございますけれども、これは施設のほうと一応協議しながら対応していきたいなと思っております。そして、その閉鎖をした段階で対処

方法とございますか、施設に対する補償とございますか、そういったのはあるかということでございますけれども、その辺確認は今とれておりません。ですから、これから確認したいと思います。済みませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 去年同様に低所得者、あるいは生活保護世帯については、それなりに引き続いて配慮をするというご答弁でした。そこで、資格証明書に関してお聞きいたしますけれども、資格証明書交付世帯に対して正規の保険証を交付して受診できるようにぜひしてほしいけれども、この点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 昨年新型インフルエンザ流行時には、資格証明書を交付している世帯に対しまして、手紙でそのような新型インフルエンザに罹患した場合は、またはするおそれがある場合は国保のほうに届けてくだされば保険証を交付するというようなところでお手紙を差し上げたところですので、今年度もそのようなものがございましたら、同じような対応がされると思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ただいまの点は確認させていただきます。

ついでにもう一点だけ。親が正規の保険証を取られているといった場合に、小学生、中学生のお子さんの場合は義務教育との関連で短期保険証、これが自動的に発行されなくなるだとか、あるいはその対象にはされないよというふうな措置はあるものなのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ちょっとご質問の趣旨が私把握できなかったのですが、短期保険証の部分ということで受けとめましたけれども、短

期保険証については、現在高校生まで、そういうふうな世帯のほうで短期保険証の場合にあっても、最長6カ月というようなことで短期保険証を交付して、医療に係る必要分について手当てしているというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 小学生から高校生まで親が資格証明書世帯であっても、それはお子さんたちの場合はきちんと保障すると、こういうことで確認させていただきます。よろしいですか。

消防体制についてお尋ねいたします。広域行政の範囲だということで、具体的な年次は差し控えるということでもございましたけれども、非常に川内消防分署も詰所といいますか、執務室といいますか、非常に狭い中で隊員の皆さんが仕事をしているということで、気の毒な思いをしながら感じているわけですが、改築するだとか、そういう計画、そういうものはないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほども壇上でお答えいたしましたように、川内消防分署、昭和44年竣工というふうなことで、41年経過しております。かなり老朽化が進んでおり、建て替えが必要なことは重々承知しております。私も現場に、その消防分署を何回も視察しておりますし、非常に気の毒な状況であると、申しわけないなというふうな認識はいたしております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ぜひ改築も含めて、新築の方向に向けて努力していただきたいということを強く要請しておきたいと思っております。

自主防災組織の向上対策について再質問させていただきます。各地区、地域とも少子高齢化が進んで、なかなか地域に人がいなくなっているということで、非常にこの分野では苦勞されていると

いうことはわかります。ただ、このままでいいということではなくて、先ほど答弁にあったように、地域のさまざまな団体に働きかけていきたいという答弁でしたけれども、例えばどのような手段でこれを結成していくことにしているのか、いま一度、その手段についてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、町内会をこれから中心とした形の中で自主防災組織を結成しなければいけないだろうというふうな思いを抱いているところです。婦人防火クラブ、かつてはかなりの人数の方々がおりますけれども、平成19年の実績でも21団体でありましたのが、平成22年4月1日には17団体と、50名程度も減っております。川内地区ですと、上小倉平地区婦人防火クラブ、下小倉平地区婦人防火クラブというところが解散というふうな形、それから宿野部地区婦人防火クラブ、こちらは平成20年4月13日に解散と、解散が相次いでおります。そういうふうな中で地域は地域で守るというふうな基本的な形の中で、現在も住民に対する防災研修会、これらを通じて、町内会を中心として自主防災組織の重要性を説明し、出前講座等々で、また講演会等も実施しております。川内地区に限定をさせていただきますならば、出前講座として平成20年に川内庁舎の会議室で川内地域地区会連絡協議会、こちらのほうにも防災研修会を出前講座として開催しておりますし、また今後そういうふうな形で各地域に出かけまして、出前講座、そしてまた講演会、そういうふうな形で進めて、地域は地域の形で守っていくと、まず第一義に最初の防災の部分における組織づくりを手がけていく必要があると、このように思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 防災調整監にお尋ねいたしません。

この初期消火活動という点での重要性というのは、私自身、私の地区で何回も火災がありまして、重要性は非常にわかっております。これとの関連でお尋ねするわけですけれども、毎年観閲式が行われております。それはそれで、その観閲式が持っている意味合いというものについては、役割というものについては一概に否定するものではありませんけれども、この初期消火に対する訓練、いわば実践的な訓練、これはどのような、いつ、どういう形でやられているものですか。この点お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 訓練ということですが、これは婦人防火クラブのそれぞれによって内容が違うと思うのですが、あるクラブでは消防署のほうに要請しまして、指導を受けながら実際の訓練を行っているところもあるようでございます。また、この婦人防火クラブに対しましては、日本消防協会、あるいは日本宝くじ協会から寄贈いただきました軽可搬ポンプというのがございますけれども、これを消防本部を通じまして、全婦人防火クラブに貸与しているところがございます。想像ですが、これによって消火訓練はなされているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 消火器は大抵のうちに設置されていると思うのですが、その消火器を使用した訓練、そういうものはやられているものですか。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） ちょっとその状況を把握しておりませんが、町内会単位ではそれを実施しているところもあるようです。要請があれば、これは当然消防を通じまし

て、訓練ということを実施したいと考えております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ぜひその点に力を入れた指導方をお願いしたいというふうに思います。

文化財の問題について若干お尋ねいたします。私冒頭にも申し上げましたけれども、その地域、地区によっては、整理され、収蔵されて、もう日の目を見るのを待っている、そういう地区もあるかと思うのです。川内地区でもああいう大きい収蔵庫をつくって、そこにきちんと整理されたものが収納されていると。したがって、埋蔵文化財だとか、そういうものは常設展示できる状況にあるわけですから、最初は小規模でも、やっぱりできるところからやっていくべきではないかなと。そうしないと、なかなかこの事業というものは進まないと思うのです。

市長もよく承知だと思いますけれども、やっぱり県内の10市の中では、むつ市が一番おくれています。施設がないわけですから。私は平成17年の12月定例会のときに、杉山前市長にもお尋ねしたけれども、土地はあると、金谷公園にあると、しかし、財政がついていかないのだという答弁もありましたけれども、やはり当初予算にそれなりの金銭的なものを盛って、これを推進していったほうがいいということを要請したいのです。でないと、市長、この分野というものは、そういう施設がないからといって市民生活が今急に困るというものではないわけだから、そうなりますと、やはりそこは首長の文化事業に対する姿勢というのは如実にあらわれてくるのです。そういう点でぜひ計画も含めてお尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 文化と歴史については、私も一かどの思いは持っております。これは、工藤議員には負けないくらいの文化財を保存する、そ

して後世に伝えていくというふうなこの大切さというものは共有はしております。そしてまた、負けないくらいの意識は持っております。

そこで、その常設展示場というふうな、早くやるべきだというふうなことでございますけれども、今現在データベース化しております。これは、平成23年度で終了いたします。その後ただちにということではございません。次世代に継承するというふうな文化財保護、この拠点となるべくむつ市歴史民俗資料館、仮称でありますけれども、これをむつ市長期総合計画でもうたっております。私は、そういう意味では文化財は本当に次の時代に伝えていかなければいけないし、しっかりとこれは保存をし、展示をし、ただ展示するだけではだめです。先ほど教育委員会からも答弁がございましたように、学芸員をしっかりと配置しながら、また財源はどこに求めていくのか。その財源はどこに求めていくのかというふうなところを、冒頭、壇上でかなり厳しい反対のご意見が表示されたわけでございますので、そういうふうなところの財源が使えるのかどうか、そういうふうなものも考えて財源手当てをしていかなければいけないというふうなことでございます。

これからいずれにいたしましても、文化財保護審議会、ご意見があります。そしてまた、教育委員会の考え方にも十分に耳を傾けながら、本当にすばらしい財産がございます。川内地区でいいますと、最近も東京のほうで非常に文化財的な、この地域の文化として、あの「BORO」というふうな田中忠三郎先生のその形の中で、ぼろというふうな、我々一般的に見ていたものとしては、なかなかそういうふうなことを感じなかった新たな文化の遺産というふうなものですか、そういうふうなものも表示、展示されているというふうなことも聞いておりますし、また大畑地区の二枚橋の遺跡、非常にすばらしいものも発掘されておしま

す。また、むつ市も先般この市役所の市民ホールのほうで展示した二瓶家からご寄贈いただいた斗南藩にかかわる資料、それから墨跡、そういうふうなものにすごい人数がお越しになって文化度の高さ、そういうふうなことを感じておりますし、また脇野沢地区の川岸家からご寄贈いただいた文化財、そういうふうなものも非常に豊富なものがあります。それを各地区で展示すればいいのか、それとも全部集約して展示すればいいのか、保管をする場所はどこなのか。それからもう一つ、ハクチョウを初め鳥類の剥製、これらも今大湊中学校に保管をしております。そこではやはり温度管理、こういうふうなものが必要ですので、庁舎から出てきたクーラーなんかを設置しまして、今後そういうふうなものもしっかりと保管をしていかなければいけない。そういうふうなところ、その部分で私はしっかりとこれまで先祖、そして先輩たちが引き継いできた文化財産、そういうふうなものはしっかりと保存をし、展示をする場面、そういうふうなところをしっかりと私はにらんでいるということで答弁をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 負けないくらいの情熱を持っているという心強い答弁をいただきました。ただ、財源をどこへ求めるかということになるわけです。ですから、いろいろ色がついているわけではありませんから、その点はどこからでもいいですけども、まず常設展示先にありきという発想が、首長の発想が一番これを推進させる力になるというふうには私は思いますので、ぜひこの分野では力を入れてやってほしい。

それから、1カ所にまとまってどでかいものをと、そうする前に、各地域で、私冒頭に言ったように、そういう地域には地域のやっばりものがあるわけですから、できるところから始めていただきたいということを強く要望したいのですけれど

も、最後に市長にこの点についての答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 建物ですと、建築物というふうなことで、かつての海軍の水源地のアーチ式ダム、ああいうふうな形で昨年国の重要文化財の指定も受けました。そういうふうな建築物もあります。また、川内地区ですと安部城鉦山のあの煙道なんかもすばらしい、これは産業遺産といえますか、そういうふうなところ、そういうふうな部分については、私は本当にこのむつ市の文化財産、そして文化度というものはすごいものがあると、私はそれは誇りに思っております。その誇りをしっかりと持ち続けて常設展示場、展示館なのか、展示場なのか、そういうふうなことを教育委員会、また文化財審議会のさまざまな形の中でご意見を伺い、財源を手当てするのは市長部局でありますので、その部分で財源をどうしていくのかというふうなことをじっくりと考えて、本当に将来にわたっての文化財を大切にしたい気持ち、そして文化財を大切にすることによって先人たち、そして先輩たちに敬意の念を持つ、その敬意の念は人に対して、先輩たちに対して愛情を持つ、それはまた地域の愛情につながってくると、地域を愛する心、つまり郷土愛につながってくると、私はそういうふうな認識をしておりますので、この部分においては工藤孝夫議員と考え、思いは全く同じで、まだまだ強いと、私はそういうふうな思っておりますので、ご理解いただきます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ぜひ今の答弁が前向きに生かされるように強く希望して質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月11日及び12日は休日のため休会とし、9月13日は鎌田ちよ子議員、中村正志議員、横垣成年議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時54分 散会

◎散会の宣告